

## ニザーム家のワクフと一四世紀のヤズド

岩 武 昭 男

【要約】 イラン中央部に位置する一地方都市ヤズドにおいて、一四世紀前半期にニザーム家というサイドの名家に属する二人の父子によって、地域も対象も多岐にわたる大規模なワクフの設定が行われた。*Gami al-Hairat*と題されたワクフ文書集がそれを記録している。この文書集は、息子の許で一三三三年四月の時点で編纂されたものであり、父子の四四件のワクフに関し、様々な情報を提供する。本稿では、特に彼らのワクフ対象施設の分析を行う。彼らのワクフは、ヤズドの両者の名を冠したマドラサを中心に、学問や教育、さらに都市の社会生活全般にわたって貢献しており、我々はそこに高次の文化が存在したことを知る。父のマドラサの時計台がその象徴であった。しかし、ワクフ運営の中心でもあった両者のマドラサは、この父子の墓所でもあり、彼らのワクフ行為は、この墓所を敬意の対象として永続させることを、その本質的な目的の一つとしていた。

史林 七二巻三号 一九八九年五月

### はじめに

ここに分析を試みるのは、一四世紀前半期イラン中央部の一地方都市ヤズドの、ニザーム家というサイドの家系に属す *Rukn al-Din Muhammad* とその子 *Sams al-Din Muhammad* によるワクフ文書集である。これは、*Gami al-Hairat* と題されている。

いわゆる「モンゴル侵入以降」のイラン社会に関して、我々はいくつかの社会経済史の研究を既に得ている。<sup>①</sup> しかし、そこには、当時のイラン社会のイメージを形成する助けとなるような具体的な事例が決定的に欠如している。一つ一つの

具体例の呈示こそが、この分野での新たな発展を期す契機となりえよう。<sup>②</sup> このワタフ文書集も一三二〇—一三三〇年代——イ  
ル・ノン Abū Sa'īd の俗世——のイラン社会の状況を示す好材料となりえるものの一つである。

この文書集が、主として Iraq Afšār 氏により、二度にわたり校訂がなされ、次の二種類のテキストが出版されている。

・ Afšār, I. and M. Taqī Danis Pazūh (eds.), *Ġāmi' al-Ḥawā'iq*, Tehran 1341s.<sup>③</sup>

・ Afšār, I. (ed.), *Yadgārahā-yi Yazd* vol. II, Tehran 1354s., pp. 391-557.

しかし、このワタフ文書集には、当時の社会状況に関して、他の史料に見られない詳細な情報が見られるにもかかわら  
ず、直接考察の対象とした研究は、筆者の知る限り、次の二つしかない。

Holod-Tretjak, R., *The Monuments of Yazd, 1300-1450: Architecture, Patronage and Setting*, Ph. D. diss. Har-  
vard University 1972, pp. 18-76. (Chapter 2. Yazd in First Half of the Fourteenth Century: The Rukniyyah  
and The Shamsiyyah.)

Aubin, J., "Le patronage culturel en Iran sous les Ilkhāns. Une grand famille de Yazd." *Le Monde Iranien  
et l'Islam* 3 (1975), pp. 107-18.<sup>④</sup>

前者は、現地調査に基づき、このワタフ文書集に記載されるワタフ対象施設、特に父子の madrasa の建築様式、ヤズ  
ドの都市プランを考察したものである。また、後者は、前半で、ニザーム家を含むヤズドのサイイドの家系の成員の活動  
を描写し、後半において、この文書集の要点を示し、彼らの文化保護に焦点を当てている。しかし、校訂者 Afšār 氏の  
言及を含め、右記の二論考においても、このワタフ文書集の全体像——その構成、編纂時期、父子個別のワタフ行為、ワ  
タフの意図等には、ほとんど触れられておらず、未だ全体の分析はなされていない状況である。本稿は、特に Aubin 氏  
の優れた論考に大きく拠りながらも、その問題点の批判を試みるものであるが、氏にしても、非モンゴル人による文化保  
護を証明するために、いわば恣意的に、この文書集より情報を抽出するに留まっている。

以下、本稿では、このワクフ文書集の分析を通じて、イラン中央部の一地方都市ヤズドを舞台にしたワクフの事例報告に徹して、論を進めていくことにする。

その際、前記の *Gami' al-Farabi* のテキストの前者を text 1 後者を text 2 と仮に呼び、以下、史料略号を用いず、「」内に、左(上)に text 1 のページを、右(下)に text 2 のページを示すという方式をとる。<sup>⑦</sup>

なお、このヤズドという地方都市は、一五世紀中葉——このワクフ文書集よりほぼ一世紀後——に、*Gal'ar b. Muhammad b. Hasan Gal'ari* 通称 *Gal'ari* の *Tarih-i Yazd* と *Ahmad b. Husain b. Ali al-Katib* の *Tarih-i Gadi-i Yazd* とが二つの地方史を持つことになる。

前者は、八四五—一四四一—四二一年に完成し、後者は、前者を独自の情報を交えて整理し、八六二—一四五八年までの事件を記述したものである。<sup>⑧</sup> 両書とも、ヤズド在住の著者がヤズドの様々な建造物をその逸話とともに記す「地誌」的要素を基調として有している。この両「ヤズド史」によっても、ほぼ一世紀の時を隔てではあるが、ニザーム家のワクフに關し、様々な情報を得ることができる。<sup>⑨</sup>

① イル＝ハン国下の社会経済史の研究を代表するものとして、Lambton, A. K. S., *Landlord and Peasant in Persia: A Study of Land Tenure and Land Revenue Administration*, London 1953 (岡崎正孝訳『イルシアの地主と農民——土地保有と地稅行政の研究』岩波書店(一九七六年))の該當箇所、および Пирьямекский, И. П., *Saradbanu u Azarbanu Onkoshana e Ispah XII-XIV vekov*, Moscow 1960, idem, "The Socio-Economic Condition of Iran under the Il-khans" *The Cambridge History of Iran V* 1968, pp. 483-537. を挙げることにしよう。

② 我が国においては、本田實信氏の「イルカン國における IFA 制に就いて」『北海道大学文学部紀要』七(一九五九年) pp. 37-54、「ガ

ザン＝カンの税制改革」同一〇(一九六一年) pp. 87-127 等をはじめとする数々の國制史に關する論考があり、社会を考察する上でも參考となる。近年の論考では「スルターニーヤ建都考」『東方学会創立四十周年記念東方学論集』(一九八七年) pp. 433-438 が、特に本稿の関心からも示唆に豊むものである。また、坂本勉「モンゴルのイラン支配とイクター制の展開」『オリエンツ史講座五 スルタンの時代』(一九八六年) pp. 31-58 を参照。

③ このテキストは *Farhang-i Iran-Zamin* 9 (1340s.), pp. 70-277 に發表されたテキストを *Intisar-i Farhang-i Iran-Zamin* 6 とし、いわば別冊の形で出版したものである。索引が付けられ利用の便が計られているが、ページ数以外、テキストとしては全く同一であ

- ④ *Yadgarhā-yi Yazd*, 2 vols., Tehran 1348-54s. 44' Yazd の歴史建造物に関する文書・碑文を校訂し、註記を加えた書。史料集として極めて高価を持つ。Aubin 氏による書評がある。(La Monde Iranien et l'Islam 3 (1975), p. 132).
- ⑤ 以下 [Holid 1972] を略す。
- ⑥ 以下 [Aubin 1975] を略す。この他に Bosworth, C. E., "Dairams in Central Iran: The Kākatyids of Jibal and Yazd", *Iran* 8 (1970), pp. 73-95. (以下 [Bosworth 1970]), 以下 Kravulsky, D., *Iran—Das Reich der Ilkhāne*, Wiesbaden 1978 (以下 [Kravulsky 1978]) 以下 Blair, S. S., "Ilkhanid Architecture and Society: an Analysis of the Endowment Deed of the Rab'ī Rashīdī", *Iran* 8 (1984), pp. 67-90. (以下 [Blair 1984]) を略す。三論考が、この三論文書集に触れる。前二者は、地名研究のこの文書集を利用したすぎながら、両者ともこれを父親 Rukn al-Din Muhammad のまに帰す誤りを犯している [Bosworth 1970 p. 89, Kravulsky 1978 pp. 39, 229, 676]。Blair 1984 44' 著名な vizir Rasid al-Din によるこの文書の分析を行った論考であり、同時代のワタンドとしてこのワタンドの共通性にも言及している。また、概説 Lambton, A. K. S., *Continuity and Change in Medieval Persia*, N. Y. 1988, pp. 156, 326 44' Aubin 1975 を用いて彼のワタンドに引用している。⑦ text 1 244' p. 181, II. 12-13. の間に、text 2 p. 533, I. 17-p. 535, I. 14 の当る部分が欠落している。全般的に text 2 の方が text 1 より確かであるが、text 2 には単純な校訂ミスとも思われる箇所も多い。両テキストを参照する必要がある。
- ⑧ *Gāmi' al-Hāyat* 44' 以下この語彙を含むアラビア語で書かれた。しかし、固有名詞を示す時は、本文・註・表で、文書集から

の直接の引用の際のみ、アラビア語表記を用い、他の場合は全て、アラビア語表記に統一する。例えば "al-Madrasa al-Ruhniyya" は "Madrasa-yi Ruhniya" と書き、"F" を用いて表記する。また地名で、明らかにならぬ語の地名をアラビア語に直訳したのが見られるが、これをアラビア語の形を示す。例えば Sar-i-Rig と Sar-i-Khca-yi Bahruk (Pahruk) など地名は、この形でも、また Rās al-Raml, Rās Sikka Bahruk の形でも書かれているが、引用文以外では、前者で統一する。

- ⑨ TY の著者 Gāfari, Gāfari の主筆 *Tarīh-i Kabir*, TY と TY の関係で、TY は、Alsar 氏の註記 (tafiqat va taufhat) に基づく (TY 163-75)。

Ahmad b. Husain 44' *Tarīh-i Gāhid-i Yazd* の表で、Fāhari をはじめとする多くの史書を参照したことを誇り、「昨今のこの中で、著名な sayyid Galal al-Din Gāfari は、よくこの書を研究を行わずに書いている。〔ゆえに私は〕正しめに結びつく史書全てを参照し、何人かの真実を語る信頼に足る語り手、筆を重ねた古老に照会し、「本書を」したためることを思った」(TY 5-6) と述べる。しかし、関係のなる逸話の挿入や、Gāfari の記述の改悪と思われる箇所も少なくない。史料価値は、TY が優る。TY のカーター家の事績に関する箇所(第四、第五章)の翻訳を試みた Bosworth 44' の長を指摘する [Bosworth 1970 p. 91]。

- ⑩ 以下の記述は、明らかなる、Gāfari 44' Ahmad b. Husain 44' *Gāmi' al-Hāyat* 自体は見づなかつたこと考えられる。

史料略号

TK: Gāfari b. Muhammad b. Hasan Gāfari, "Ānd faṣl az Tarīh-i Kabir", ed. I. Afsār, *Parhang-i Irān-Zamīn* 6 (1337s.), pp. 89-158.

- ĠM III : Muḥammad Muḥid Mustaufi Bārqū, *Ġami'-i Muḥāḍi*, III, ed. I. Afsār, Tehran 1340s.  
 MF : Faṣiḥ Ḥwāfi, *Muḡnna-l-i Fasāḥi* III, ed. Mahmūd Farrūb, Mashhad 1339s.  
 MI : Mu'īn al-Dīn Yazdī, *Mawāḥib-i Iḥāḥ* (ḡind I), ed. S. Nafisi, Tehran 1326s.  
 NQ : Ḥamd-allāh Mustaufi Qazvīnī, *Nuḡhat al-Qutūb*, ed. G. Le Strange, Leyden 1915.  
 ŠN : Ibn Zarkūb Šīrāzī, *Šīrāz-nāma*, ed. Ismā'īl Vā'iz Ġavādi, Tehran 1350s.  
 TAM : Maḥmūd Kutubī, *Tārīḫ-i Āl-i Muḡaffar*, / : ed. 'Abd al-Ḥusain Navā'i, Tehran 1364s. (2nd edition) / m : in TG / m pp. 613-755.  
 TG : Ḥamd-allāh Mustaufi Qazvīnī, *Tārīḫ-i Guzida*, / : ed. 'Abd al-Ḥusain Navā'i, Tehran 1339s. / m : (facsimile ed.) E. G. Browne, *The Tārīḫ-i-Guzida of*
- Ḥamdū'llāh Mustaufi-i-Qazvīnī, Reproduced in Fac-simile*, Leyden and London 1910.  
 TĠY : Aḥmad b. Ḥusain b. 'Alī al-Kātib, *Tārīḫ-i Ġadīd-i Yazd*, ed. I. Afsār, Tehran 1345s. (1st edition)  
 TŠU : Abū Bakr al-Qutībī al-Aḥarī, *Tārīḫ-i Sarū Uwais* (facsimile-ed.) J. B. Van Loon, *Tārīḫ-i Šarāḫ Uwais (History of Sharāḫ Uwais) : An Important Source for the History of Adharbāiḡān in the Fourteenth Century*, The Hague 1954.  
 TY : Ġā'far b. Muḥammad b. Ḥasan Ġā'farī, *Tārīḫ-i Yazd*, ed. I. Afsār, Tehran 1338s. (1st edition)  
 'UT : Ġamāl al-Dīn Aḥmad b. 'Alī al-Ḥusainī, Ibn 'Inaba (or Ibn 'Uṭba), *'Umda al-Ṭālib fi Anṣab Āl Abī Ṭālib*, Beirut n.d.  
 VNĠ : "'Vaḡfama-yi Amir Ġaḡmaq va Sittī Fāṭima", ed. I. Afsār, in *Yadḡāma-yi Yazd II*, Tehran 1354s. pp. 162-83.

## 一 ニザーム家系譜と父子の活動

ニザーム家の存在に関しては、既に Afsār Aubin 両氏の著した『<sup>①</sup> 文書集を分析するに先立ち、両氏の紹介を補足・訂正し、ニザーム家の系譜とその活動を確認して置く。』

八〇二—一三九九年頃、ティムール朝下のケルマーンで起草された Ibn 'Inaba (おごべは Ibn 'Uṭba) の 'Alī 系ハイイトの系譜集 *'Umda al-Ṭālib fi Anṣab Āl Abī Ṭālib* <sup>②</sup>、Sams al-Dīn の各ごよの系譜が記載されている [UT 273-74]。それによると、彼の系譜は、シーア派第六代イマーム Ġa'far al-Sādiq の子 'Alī al-Arīdī に遡る <sup>③</sup>。一方 Ġa'farī が伝

える伝承では、Ga'far al-Sadiq の五世の孫の Abū Ga'far Muhammad が、アッブース朝の迫害を逃れて、バグダードよりヤズドに移住し、そこで四二四年に没した」と云う [TY 106-07]。Ahmad b. Husain は、これを補足して、カリフ Mutawakkil (sic) のシーブ派迫害の逸話を入れ、これを四一〇年のこととし、そのためにフワイフ朝下のヤズドに移住したとする [TY 151-54]。彼の廟 (mazār) は現存しており、八三七年 muharram 月 (四三三年八月) に献じられた碑銘にも、彼が四二四年 muharram 月六日 (一〇三二年二月二日) に没したことが記されている。⑤ Ahmad b. Husain による Mutawakkil (在位847-61) の名とその逸話の抽入は、明らかに間違いにしても、このサイイドが、四一〇/一〇一九-二〇年頃にヤズドに移住し、四二四/一〇三二年にここで没した、と一五世紀の段階で考えられていたことは確かであり、我々も現時点では、それを信じてよいであろう。Ga'far は、さらに「今日、彼の血筋より、約一千人の男女、子供のサイイドが残っている」 [TY 108] としている。ニザーム家を遡るとこの人物に至り、彼以降ヤズドに地位を築いていたことになる。

ニザーム家の名祖は、Abū Ga'far Muhammad より八世の孫の al-Nizām である。彼は、“naqib”であり“ra'is”であった。⑦ 彼に関しては、ヤズドの市壁の外に hāngah とニーム (gunbad) を建造したことのみ伝えられている [TY 118]。そこは、彼自身やその子 Qiwām al-Dīn Muhammad 等の多くのサイイドの墓地として発展し、Ga'far の頃には、Mazār-i Sādāt と呼ばれるようになっていた。⑧ 彼の子孫たちが、ニザーム家の名の下に、ヤズドで、さらにヤズドを越えて活躍することになる。

やつて Rukn al-Dīn Muhammad b. Qiwām al-Dīn Muhammad b. al-Nizām などの Sams al-Dīn Muhammad の活動について、Ga'far が、その晩年に限られたものであるが、ある程度詳しい伝承を伝えている。七一五/一三二五年、Rukn al-Dīn がヤズド市中に Madrasa-yi Rukniya を建造したことや、この伝承は始められてくる [TY 83-87]。次に要約して示す。

Madrasa-yi Rukniya は、ヤズドのフタヘン家の建てた Madrasa-yi Mahmūd-Sāh (iya) に隣接しており、その madrasa を貧弱に見せたために、フタヘン家の反感をかかった。彼は、キリスト教徒のホーシヤ (P'āga-yi tarsā) を配下の者を使って殺害し金を奪わたという冤罪によって捕えられ、拷問を受けた後に、「ヤズド南方の一村」(Yūrmiz の城 (qal'a) の井戸に幽閉された。一方、息子の Sams al-Din は、その間友人の家に隠れていたが、脱出してタブリーズにむかひ、Sulṭān Abū Sa'īd の vazir Gīyās al-Dīn Muhammad b. Rasīd al-Dīn Fadl-Allah に厚遇され、vazir の na'ib 職と大 qādī 職を与えられた。そして、タブリーズより ilāh が送られて父は救出され、父にもヤズドの qādī 職が与えられた。Rukn al-Dīn は、自分に書を与えた者を許し、その後、両聖都巡礼を行い、帰還後にヤズドにカナートを引いた。

تو گویا منو به آنه.

Gīyās al-Dīn と Sams al-Dīn との出会い等、重要な要因が、この伝承では預言者の夢に帰されており、Aubin 氏はこの伝承を全く信用していない。氏は、「ヤズドが舞台であり、ordo で繰り広げられた残酷な権力抗争の地方への影響であった党派争いに、Ruknuddīn Qādī が参加したことが、垣間見られるにすぎない」と述べ、上記の伝承中より Rukn al-Dīn の捕囚のみを取り出し、「昔なら、Abū Sa'īd の治世の初め」のこととしよう。<sup>⑩</sup>

確かに、父子が公職を得た経緯などが、この伝承のような単純な原因に帰されるものとは考えにく。<sup>⑪</sup>

しかし、Rukn al-Dīn の伝記に関しては、この Ga'fari の伝承しか知られていないのである。Aubin 氏の無視した Madrasa-yi Rukniya の建設の目付は「七二五年」は、イラン建築史家 Wilber 氏が、一九三六年の調査に基づき、Madrasa-yi Rukniya の遺構が七二五年の日付けを持つ銘が残っていたことを報告しており、確認できる。また、Rukn al-Dīn の聖都巡礼、巡礼帰還後のカナートの創設は、本稿で扱うワクフ文書集によって確認される。<sup>⑫</sup> Ga'fari のこの伝承の、少なくとも日付けと事件自体を疑うべき材料を我々は現時点で得ていないのである。

一方、「ニザーム家の長 (arsād-i aulād-i Nizām)」[TY 131] であり、Rasīd al-Dīn の娘と結婚した [TY 88] Sams al-Dīn が、義兄弟 Gīyās al-Dīn とともに、その na'ib として行った「イスラム社会復興の活動」に対する様々



- ④ 本書註③の系譜中の al-Nizām に付ちた名称を見よ。
- ⑤ ①の廟 (mazār) は “amir-i ‘ali sayyid Qiwām al-Din” の廟と云ふ知られる。入四一年 raḡab 月 (一四三八年一月) に建造せられた Maagid-i-Mir Caqmaq は、①の廟に隣接して居る。入四九年 rabī‘ 月末 (一四四五年七月六日) 付けのラマン文書 (YNC 168) を参照。現在の Yazd 市の中心に位置する。Bonine, M.E., *Yazd and its hinterland*, Marburg/Lahn 1980 (以下 [Bonine 1980] と略) pp. 96-97. (Figure 16, 17) の航空写真と地図を参照。
- Rukn al-Din の父 Qiwām al-Din Muhammad は同く、Rubin 氏が、根拠を示して「父の後を襲った」と云ふ [Rubin 1975 p. 111]。
- ⑥ Mazār-i-Sadat と同く、TY 118, TGY 172 を参 [sayyid Rukn al-Din Qādī の父 (pidar) sayyid Nizām al-Din を指す] と云ふ。記述は源流を見よ。al-Nizām は Šams al-Din は彼の親子関係は、UT 以外に、ラマン文書集 *Ġāmi‘ al-Ḥairatī* に於いて明確に記述される [3-4/392-93]。一般に、ニギーム家の成員は “Ibn al-Rāḡis” と云ふが “Ibn al-Nizām” の名を冠する [Rubin 1975 pp. 110, 111 (n. 12), 112 (n. 20)]。TY, TGY の誤りな後者は、甚く誤解される。Ahmad b. Husain は、①の廟に關し「サトフ」を記す “Al-i-Nizām” の施設 (buqa) を記した [TGY 172] と述べている。家系を “Al-i-Nizām” の名を呼ぶ。本稿では、ニギーム家の成員を、Rukn al-Din, Šams al-Din と限定して論を進める。
- ⑦ TY 85 は Šams al-Din と同く [Sulhān Abū Sa‘īd の語匯 全体に vazir といふ職 (niyābat-i vizārat-i tamān-i mamālik-i Sulhān Abū Sa‘īd)] を記す “qādi-yi qudātī va auqāfi-i tamān-i mamālakat” を用いる。Rukn al-Din は “qādi va auqāfi-i Yazd” を用いると云ふ。Gāfari の語 “auqāf” の語は、

れたらば下賜としてのワタフを指すとも考えられるが、文書集からは確認しえない。TGY 127-28 は Šams al-Din と對し “niyābat-i ‘āmma-yi mamālik va qādi va sidrat” を与えられたとする。Ahmad b. Husain の記す “sidrat (sadr 職)” の語は、明らかにチャームール朝期の職名を当てはめたものであるが、これは聖職者たちの首長としての職責の他に、ワタフの最高責任者としての職責を持つ。Gāfari は “auqaf” が与えられたと記す。ワタフの管理の職が与えられたのかも知れない。本文中には他のもので確認できる職名のみを挙げた。チャームール朝期の sadr 職に關しては、小野浩「サードン (sadr) 職の成立に關する史料——G. Hermann, “Zur Entstehung des ‘Sadr-Antes” より——」『西南アジア研究』二八 (一九八八年) [pp. 83-90], pp. 84-85 を、先行研究を明解に整理して参り、参考とせよ。

- ⑧ Rubin 1975 p. 112.
- ⑨ 当時の Yazd の政治的な状況に關しては、Rasid al-Din とその一族、マタムン家、七一八〜一三二八年に Yazd を掌握したモザンマムン家 [MI 53-58, TAM / t. 27, 35-36 / m 613, 622-23]、ニザード家を含む Yazd の有名家系の、各々の Yazd との關係、並びに各々の相互關係を考へなければならぬが、残念ながら本稿には詳細に論じる余裕がない。この点に關しては、北川誠一「ヤズド・カータイニ家とモンゴル人」『弘前大学人文学部「文経論叢」』二二 (一九八六年) pp. 115-42 を参る。
- ⑩ Wilber, D., *The Architecture of Islamic Iran. The Il Khānīd Period*, New York 1969 (以下 [Wilber 1969] と略) p. 160. (Catalogue no. 67) 残念ながら、この碑文が現在ほとんど失われている (Yadgarhā-yi Yazd II, p. 563 参照)。
- ⑪ 聖都巡社に關しては本稿 p. 16 に挙げた記述による。カナートに

関しては本稿 p. 14 参照。

⑩ Aubin 1975 p. 113.

⑪ *Ġāmī' al-Ġarāt* 冒頭の二人の長大な称号の中へ父 Rukn al-Din 23 「彼の時代の qādī 23 naqīb のスルタン中のスルタン (sulṭān salāṭīn al-quḍāt wa-l-naqabā' fi 'ahdī-hi wa zamānī-hi)」と子 Sams al-Din 24 「イスラム世界の qādī 中の qādī (qādī quḍāt mamālik islām)」と呼ばれしこと [3/392] Sams al-Din 25 関して 24' 4062 TG / t 622, / m 612 24' 4062 「サマヤム naqīb 中の

## II *Ġāmī' al-Ġarāt*

先に述べたように、ワクフ文書集 *Ġāmī' al-Ġarāt* の全体像は、未だ示されていない。ここに、その構成を表の形にして示す(構成表参照)⑩。表中「I」群は、父 Rukn al-Din が設定したワクフを、「II」群は、子 Sams al-Din が父の遺産をワクフ物件として父に係わる対象にワクフしたものを、「III」群は、Sams al-Din が設定したワクフを示している。

文書集上で、I 群と II 群をつなぐ箇所には、Rukn al-Din 没後、ワクフされていなかった財産が、彼の三人の子供 Sams al-Din とその姉妹二人 'Isma al-Din Fatima Ḥātūn 23 Raḥī'a al-Din Sasān(?) 24 Ḥātūn に相続され、次いでこれらの遺産のうちの娘二人の割当へ (naṣīb) が Sams al-Din に譲渡され、彼が私有権 (milkīyya) 下に入ったその財産を用いて、父に係わる対象——ワクフ物件を持たない父の建てた施設 (biqā') サイドたち、父の解放奴隷たち ('utaqā')——にワクフを行う旨が記されている [56-57/433-35]。II 群は、この記述をもとに分類したものである。この記述より、この文書集が、父 Rukn al-Din の没後に与えられたものであることが明らかとなる。

II 群と III 群をつなぐ箇所には、Sams al-Din がワクフしたのは、彼の父の諸施設へのワクフと自らが諸地域に建てた諸施設へのワクフの「二項目 (sinfain)」であり「我々は既に「第一の」項目に關しては述べたので、第二の部門 (qism)

スルタン」と UT 273 へ「崇高なるサイヤムナシ、naqīb, qādī, vazir 位に確固たる者 (al-sayyid al-ḡalīl al-naqīb al-qādī sābit al-wizāra)」と称号を付せしこと。  
⑫ Tabriz へ建設計画を定めた [TGY 129] Madrasa-yi Samsīya への年々完成する [TY 89]。  
⑬ 系統の異なる史料 *Muḡmal-i Fasīh* に両者の死が記載されておることにより、両者の没年を確かめると考えしことである(北川前掲論文 pp. 137-38. 参照)。

に関して述べることにする」と記されており [83-84/454]「これが詳細 (tafsīr) である」という語をもってⅢ群が開始される [85/455]。

また、構成表中の「A」「B」……各群は、「tauliyat」の条件に基いてまとめられたものである。「tauliyat」とは [mutawalli 職] を意味する。mutawalli は「一般にワクフの「管財人、管理人」と理解されており、A、B……各群は、その群共通の mutawalli により管財されることが規定されているわけである。

まず、確認しておかねばならないのだが、筆者が「ワクフ文書集」と呼ぶこれは、独立したワクフ文書をそのままの形で収めた純粋な文書集ではない。文面上一人称複数で現れる編者が、独立した文書を構成表に示した如くにまとめ編纂したものである。しかし、一般のワクフ文書には、一、ワクフ対象(主に施設)、二、ワクフ物件、三、ワクフ条件(職員の仕事・条件・俸給、物件からの収益の用途、tauliyat 条件等)が記載されるが、表中に示された各項も、ほぼその内容を持ち、独立した本来の文書に基いていることは明らかである。編者も、特にⅠ群に關し、「我々は」[Rukn al-Dīn のワクフを] 容易に掌握できるように、[Rukn al-Dīn の書き残した] その文書 (nuga) や書面 (kutub) より、「[Ⅱ群に] 範例 (amūzah) を引いた」[53/430] と述べている。便宜的にはあるが、以下もその各項を各「文書」と捉え、例えばⅠ-C-12 〳 という形で示していくことにする。

ただ、その編纂の際の操作を次のことより確認しておかなければならない。第一に、構成表において A、B……各項の分類で示したように、重複する tauliyat 条件が一括して記載されていることである。Ⅰ-B 群とⅡ-A 群のみは全ての条件が後にまわされている。その編者の存在が明瞭に出ているのが、Ⅲ-A-7 〳 (Aqda 在の hibat 〳のワクフ)、Ⅲ-A-17 〳 (Rab'i Rasīdī の hāngah 〳のワクフ) である。この二項のみ、ワクフ物件の列挙を行わず、Ⅲ-A-7 〳では Ⅲ-A-11 〳 (Aqda 在の hāngah 〳のワクフ) とワクフ物件・条件を兼ねることが述べられている。Ⅲ-A-17 〳ではワクフ物件は「そのワクフ文書の書面 (Kitāb waqfiya-ha) において、その冒頭に定めた通り」[147/505] と述べられ、

Ⅲ Šams al-Din のワクフ	84/454
A 1 Madrasa-yi Šamsiya のワクフ物件・条件	85/456
2 Drā al-Siyāda, サイドたちへのワクフ物件・条件	111/476
3 Masğid-i Ğāmi'-i Šamsiya のワクフ物件・条件	118/482
4 Madrasa-yi Šamsiya の向かいの masğid のワクフ物件・条件	122/485
5 旧 Masğid-i Ğāmi' の階上の masğid (ğurfa) のワクフ物件・条件	123/486
6 Mağūmurd 在の ribāṭ のワクフ物件・条件	124/486
(7) 'Aqdā 在の ribāṭ のワクフ	125/487
8 Nuh-Gunbad と Naistāna 在の ribāṭ のワクフ物件・条件	125/487
9 Abrand-ābād 在の ribāṭ のワクフ物件・条件	128/490
10 Hūrānaq 在の ribāṭ のワクフ物件・条件	129/491
11 'Aqdā 在の hānqāh のワクフ物件・条件	130/492
12 Zabarqand 在の ribāṭ のワクフ物件・条件	138/498
13 Abarqūh 在の Hānqāh-i Šamsiya のワクフ物件・条件	140/499
14 Abarqūh 在の Masğid-i Lauḥ のワクフ物件・条件	144/503
15 Abarqūh 在の Masğid-i Ğāmi' の付属建造物のワクフ物件・条件	145/504
16 Kāzirūn 在の Dār al-Ḥadis のワクフ物件・条件	146/504
(17) Tabriz 在の Hānqāh-i Rab'-i Rašidī のワクフについて	147/505
18 Mil-i Qum 在の ribāṭ のワクフ物件・条件	147/506
19 解放奴隷へのワクフ物件・対象と配分方法・条件	148/506
A群全体の付加的条件, 各項と全体の tauliyat の条件	155/512
B20 子孫, 妻, 解放奴隷, Madrasa-yi Šamsiya の建物群(Ⅲ-1, 2, 4), 5つの ribāṭ (Ⅲ-6, 7, 8, 9), 両聖都へのワクフ物件・条件	169/524
21 子孫へのワクフ物件・条件 (1)	194/546
22 子孫へのワクフ物件・条件 (2)	195/546
B群の tauliyat の条件	220/551
	(本文終わり)
証人記名	202/552
	-209/557

---

(某在の記述のない施設は Yazd 在であることを示す)

序——建造物リスト——ワクフ対象 .....	2/391
I Rukn al-Dīn のワクフ .....	12/399
A 1 Madrasa-yi Rukniya のワクフ物件・条件 (tauliyat) .....	12/399
2 Qanāt-i Waqf-ābād の上記ワクフへの編入 .....	31/413
B 3 Masġid-i Ġāmi'-i Muṣallā-'Atiq のワクフ物件 .....	33/414
4 Masġid-i Bāg-i Sarā-yi Nou のワクフ物件 .....	33/414
5 Masġid-i Pā-yi Diraht のワクフ物件 .....	33/415
6 Masġid-i Sūr のワクフ物件 .....	34/415
7 Ḥānqāh-i Sar-i Rīg のワクフ物件 .....	34/415
8 Ḥānqāh-i Maḥalla-yi Kūšk-i Nou のワクフ物件 .....	35/416
9 Abrand-ābād 在の ḥānqāh のワクフ物件 .....	35/417
10 Maġūmurd 在の ḥānqāh のワクフ物件 .....	36/417
11 Taft 在の ḥānqāh のワクフ物件 .....	36/417
B群各項のワクフ条件・全体の tauliyat の条件 .....	37/418
C 12 Iṣfahān 在の Madrasa-yi 'Iṣmatiya のワクフ物件・条件 .....	39/420
13 Abarqūh 在の Ḥānqāh-i Rukniya のワクフ物件・条件 .....	44/423
C群のワクフ条件 (tauliyat) .....	46/425
D 14 Nā'in 在の ḥānqāh のワクフ物件・条件 (tauliyat) .....	46/425
E 15 子孫へのワクフ物件・条件 (tauliyat) .....	48/426
F 16 兄弟へのワクフ物件・条件 (tauliyat) .....	50/428
Rukn al-Dīn のワクフ行為と彼の遺産相続の経緯について .....	51/428
II Šams al-Dīn の父の遺志を継いでワクフ .....	58/434
A 1 Madrasa-yi Rukniya (I-1), Ḥānqāh-i Darb-i Qaṭariyān, Dār al-Ḍiyāfa-yi Niẓāmiya, 諸 masġid (I-3, 4, 6), Yazd 在住のサ イドたち、彼の従兄たちへのワクフ物件 .....	59/436
2 上記6つの建造物へのワクフ物件 .....	64/439
A群各項のワクフ条件と全体の tauliyat の条件 .....	67/441
B 3 解放奴隸へのワクフ物件・条件 (tauliyat) .....	70/444
C 4 Abarqūh 在の ḥānqāh (I-13) のワクフ物件・条件 .....	74/447
5 Kāsān 在の ḥānqāh のワクフ物件・条件 .....	75/448
C群の tauliyat の条件 .....	79/451
D 6 Nā'in 在の ḥānqāh (I-41) のワクフ物件・条件 (tauliyat) .....	79/451
II群の付加的条件 .....	82/453
Šams al-Dīn のワクフ行為について .....	83/454



である。したがって、両者の死の間七三二—三三三—一三三三—一三三三年中のものとなる。

Ⅲ群に関しては、その大半をA群が占め、一九件に上っている。Ca'fari は「彼は一日で三三の施設〔の建設〕を計画した」〔TY 88〕としており、それらがほぼ同時に建設されたと考えてよい。ちやうど Ahmad b. Husain は「彼は、七二七年にヤズドのワクフ物件 (mauqūfa) を完全にすることを定めた」〔TY 131〕と述べており、<sup>⑥</sup>Ⅲ—A—1—1、ちやうどはⅢ—A群全体が、七二七—一三二七年の段階でまずワクフとして設定されたとしてよいだろう。しかし、Ca'fari は、Sams al-Din の没した七三三—一三三三—一三三三年も、建物の完成した年として挙げてくる〔TY 88〕。Ahmad b. Husain は、これを再録しないものの、文書集のⅢ—A—2—1 (Dar al-Siyada k. al-Wakuf) の末尾において、「al-maula al-waqif [Sams al-Din] は、この日以前に御自身より出されたワクフ文書の書面 (Kitāb al-waqfiyyāt) において、自身の創設に係わる hangah のワクフ物件より、サイドで高貴なる自らの二人のおじの子供たちと自らの解放奴隷たち (urāqān) に、現金と穀物よりなる一定の額を定めていたが、彼の至高なる意向は、二人のおじの子供たちの分配分 (hazā) を、当該事項を〔ここに〕書くことによって、その hangah からこの Dar al-Siyada に変更し、そのワクフ文書本文 (matn al-waqfiyya) に〔明確には〕条件付けられていなかった解放奴隷の割当て (nashb) を、同様にここでの彼らの恩恵に移すことを求めた」〔118/482〕とワクフの条件を変更する旨を記している。<sup>⑦</sup>明確な例はこれだけであるが、waqif (ワクフ設定者) Sams al-Din は、ワクフの諸条件を変更することができ、Ⅲ—A群は、七二七—一三二七年以降、度々変更・追加が行われ、この文書集の発行をもって、そのワクフの最終的な変更が示された、と考えられる。

なお、B群は、「[Sams al-Din が] この祝福された書 [Gami' al-Harīq] の編纂 (tahriq) に同意した時」既にワクフされていたものであった〔169/524〕。

ここで、この文書集自体がいつ発行されたかが問題となる。この文書集の構成をこれまで概観してきて明らかのように、これは父 Rukn al-Din の死後、Sams al-Din 在命中に編纂されたものである。

この文書集に付けられた、最も古い日付けを持つ証人記名は、バグダードの大 qadi Muhammad b. Umar b. Muhammad al-Fadli なる人物のもので、七三三年 ragab 月二八日 (一三三三年四月二四日) 付けてある [204/553]<sup>⑥</sup>。この文書集は、彼の手により、その条件 (surūṭ) や語句 (nuṣuṣ) が確認され、そして「父の承認 (iḥrāf) は、彼が賛美されるべきメッカにむかう時、平安の都 (madina al-salam) バグダードで「行われた」。一方、al-wāqif…… [Sams al-Din] の承認は、私の立会いの許で (bi mahdarin minni) 彼によりそれが行われたことによる (bi suduri-hi 'an-hu)」とされている。前者は、Rukn al-Din の両聖都巡礼に際してのことであり、当然この文書集自体ではなく、ここに収められた文書の原本の承認を指している。少なくともヘーアーラーがその対象であった。

一方、後者の Sams al-Din の承認に關してだが、一四世紀の同時代史料の一つ *Tarih-i Sa'ib Uvais* は、この七三三年 (一三三三年九月二日より始まる) に、イルハン Abu Sa'id がバグダードで冬営を行った、とどう [TSU 156-57]<sup>⑦</sup>。vazir の na'ib であった Sams al-Din は、この冬営に同行し、バグダードにおいて、この文書集を編纂・執筆させ、その地の大 qadi が確認し、最初の証書を付けたと考えることができる。Sams al-Din は、この年のうちにタブリーズで没しており、その死はバグダードからの帰還後のこととなる。

したがって、この文書集は、Sams al-Din Muhammad が、父の残したワクフ——後に述べるように、編纂の時点でそのほぼ全ての mutawalli は彼であった——および、彼本人が行ったワクフの、七三三年 ragab 月 (一三三三年四月) 時点での諸内容を記録させたものであり、父のワクフの文書の内容はほぼ忠実に保存されていると考えられるもの、この文書集自体が一通の長大なワクフ文書であるといえる。彼の死は、この書の編纂直後であり、それゆえ、この *Gam'i al-Hayati* は、Rukn al-Din と Sams al-Din のニザーム家父子二代のワクフ行為に關して、ほぼその全貌を我々に示してくれる、極めて有益な史料となっている。

そこに表されたニザーム家のワクフの諸側面のうち、以下、本稿では、ワクフ対象施設の機能面に分析の焦点を絞り、

微細ともいえる情報を織り混ぜながら、一四世紀前半期の二人のサイドの行ったワクフと、一地方都市ヤズドを中心とする都市生活の一端を示していくことにする。ただ、本稿では、ワクフ物件の分析、およびその分析が不可欠であるワクフの経済的な側面への言及は、留保せざるをえない。その点、御諒承願いたい。

- ① text 2 には、不完全ながらも校訂者による小題が付けられており、これを参照した。
- ② 文書集本文では、「取分 (hisas)」[「私有財 (amlak)」] の語が用いられる [56/433]。
- ③ テキスト上は綴りが確定されたところ。TNASAN としくは T, N, に点の落ちた形でも挙げられている。とりあえず「Saasan」と読む。
- ④ 動詞 naqala Ⅳ形が用いられるだけなので、「譲渡」の内容や理由は明らかにされえない。
- ⑤ 文書集に「ワクフ物件として」その madrasa の門のところに ar bunyan al-qada' [rasad] の壁 (ʿudān) の上方と、大きなイマーム (al-sufā) の前にあるイマーム (al-ḡunbaʿ) の壁の二方に (fi dhāʾi hitāni) 書かれた (makṭūba) 不動産 (aḡarat) と取分 (hisas) [がさ] [13/400] なる TY Ⅱ [madrasa と rasad] の間の広場 (saḥat) の周りの銘に、取分 (hisas) ・枝村 (mazārī) ・果樹園 (baʿṣīn) ・店舗 (baʿvānt) ・水利権 (miyāh) よりなるワクフ物件 (mauqufāt) のサムツギをキサイク・マイル (kasi-yi tartūda) と書き入れた [TY 83] とどう。rasad に関しては、本稿 p. 26 下段に關しては、本稿 p. 41 参照。
- ⑥ ʿaḡārī は「彼の建物の完成は七二七年であり、彼は取分・枝村・果樹園・店舗よりなる全てのワクフ物件を自ら madrasa の広場の銘に書きた」[TY 89] と述べている。
- ⑦ Rukn al-Dīn の尺牘 Qurb al-Dīn ʿAlī al-Taz al-Dīn Saraf-Sāh

の二人。特に Ⅰ-F-16 は、前者 Qurb al-Dīn ʿAlī とその子孫へのワクフである。彼らに關しては、この文書集以外にその名は見られな。

⑧ この hangah がどれを指すか決定できない。その所在を記してゐることから、この Dār al-Siyada が隣接する Madrasa-yi Samsiya に含まれる hangah (Ⅲ-A-1) に記載されているのを指すかと思われる。ʿaqda 在の hangah (Ⅲ-A-11) の対象施設) にも、解放奴隷への割当は定められている [137/497, 150/508]。

⑨ この証人記名は、text 2 (Yadgīrī-yi Yazd II), pp. 392-93 の間に綴じ込まれた写真版 (ḡasāʾi az siḡīlat-i vaḡfāma-yi Sayyid Rukn al-Dīn) に見ることができ。これは、文書集冒頭に付けられた証人記名である。この証人記名自体も、七三五年 ša-bān 月三日 (一三三五年三月二十九日) 付け [202-03/552-53] (これも上記の写真版に見ることができ) とする一例 [206/555] の別の証人記名によって、名を挙げて確認されている。Muhammad b. ʿUmar b. Muhammad al-Fādī 本人は、役職を記していないが、彼の証人記名を確認した文中にその役職を見ることができ。この人物は、現在他の史料に確認できていない。なお、text 2 には、七三三年 safar 月 (一三三二年一〇一二月) の日付けを持つ証人記名が記載されているが (text 2 p. 556) text 1 の該当箇所では、年代の十の桁が欠けている (text 1 pp. 207-08) 上下述いたように Muhammad b. ʿUmar の名は、それ自体、後の確認の対象となっており、また記

述内容からも、最初の、権威ある証人記名であることは確かであり、「七三三年 safar 月」の日付けは、校訂上の誤りと考えるべきである。

⑩ テキスト上は、「BMHDR, HY……」と校訂されているが、註⑩に述べた写真版より、この様に読む。

⑪ Abn Sa'id が Bagdad を冬营地としていたことに関しては、本田

### 三 ワクフ対象施設

彼ら二人のサイドが建造した諸施設については、文書集冒頭に建造物のリストが掲げられており [F-10/393-97]、概ねその全体像を知ることができる。これを整理したものが表1である。しかし、文書集に収められた各文書を見ていくと、このリストは不完全であり、文書に基いて彼らの建造物を整理し直したものが表2である。これら全ては、彼らに創設されたか、購入後建て直されたものである。<sup>①</sup>

Ga'fari は、この表に挙げられたもの以外に、父 Rukn al-Din の建造物として、ヤズドの旧 Masjid-i Ġami' のわきの masjid [TY 74] と、Askazar・Hatfādar・Maibud・Naistāna・Ġafra (?) 在の各 baṅqāh [TY 87] を挙げている。しかし、前者が Sams al-Din により建造された Masjid-i Ġami' i Samsiya (III-A-3) の対象施設であることは、既に Holod-Trehtak 女史により論証されている。その後、様々な者の手によって発展し現在に至るこの masjid-i Ġami' は、建設より一世紀を経た段階で、Rukn al-Din の名に帰されてしまっていたのである。<sup>②</sup>

一方、Sams al-Din に関して、Ga'fari は「彼の善行の跡は、諸地方、ヤズド・アバルクーフ・シーラーズ・イスフマーン・コム・カーシヤーン・サーヴァ・レイ・カズヴィーン・スルターニーヤ・タブリーズに多くある」[TY 87] と述べており、Ahmad b. Husain は、これにカーゼレーンを加える [TG-Y 131]。しかし、文書集に示されていない施設は

實情「イルハンの冬营地・夏营地」『東洋史研究』三四（一九七六年）[pp. 563-90], pp. 570-71 を参照。

Tarīḥ-i Sa'ib Unuts に関しては、一九八五年から八六年にかけての筆者も参加した講読会において読むことができた。そのメンバーの方々（羽田正、川本正知、小野浩、稲葉稜の各氏）には、講読会以外でも数々の御教示を頂いており、ここに記して感謝の意を表す。

表 1 建造物リスト [5-10/393-97]

	Rukn al-Dīn		Šams al-Dīn	
	計 23 件		計 22 件	
masğid	4 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Yazd (Muşallā-'Atīq) 在 [Masğid-i Ğāmi'-i Muşallā-'Atīq]</li> <li>・ Yazd 在 Masğid-i Pā-yi Diraht</li> <li>・ Yazd (Maḥalla-yi Bāğ-i Sarā-yi Nou) 在</li> <li>・ Yazd (Darb-i Qaṭariyān) 在 [Masğid-i Sūr]</li> </ul>	5 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Yazd 在 Masğid-i Ğāmi' [Masğid-i Ğāmi'-i Šamsiya]</li> <li>・ Yazd 在 Masğid-i Ğāmi' * [Madrasa-yi Šamsiya の 向かいの masğid]</li> <li>・ Yazd 在旧 Ğāmi' の階上の masğid</li> <li>・ Abarquh 在 [Masğid-i Ğāmi' の 付属建造物]</li> <li>・ Abarqūh 在 Masğid-i Lauh</li> </ul>
madrasa	3 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Yazd 在 Madrasa-yi Rukniya</li> <li>・ Işfahān 在 [Madrasa-yi 'Işmatiya]</li> <li>・ Yazd 在 dār al-sifā</li> </ul>	5 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Yazd (Sar-i Kūča-yi Pahrūk) 在</li> <li>・ dār al-kutub</li> <li>・ bait al-adwiya [Madrasa-yi Šamsiya]</li> <li>・ dār al-siyāda</li> <li>・ Kāzirūn 在 Dār al-Ḥadiş</li> </ul>
ḥānqāh	9 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Yazd 在 Ḥānqāh-i Sar-i Rig</li> <li>・ Yazd (Maḥalla-yi Darb-i Kūšk-i Nou) 在</li> <li>・ Yazd 在 Ḥānqāh-i Darb-i Qaṭariyān</li> <li>・ Abrand-ābād 在</li> <li>・ Mağūmurd 在</li> <li>・ Taft 在</li> <li>・ Kāsān 在</li> <li>・ Abarqūh 在 Ḥānqāh-i Rukniya</li> <li>・ Nā'in 在</li> </ul>	5 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Yazd (Madrasa-yi Šamsiya) 在</li> <li>・ 'Aqdā 在</li> <li>・ Ḥurānaq 在</li> <li>・ Abarqūh 在 Ḥānqāh-i Šamsiya</li> <li>・ Tabriz (Rab'-i Raşidi) 在</li> </ul>
ribāṭ	4 件 **	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Kāsān 在</li> <li>・ Kāsān (Abūzaid-ābād) 在</li> <li>・ Ardistān 在</li> <li>・ Işfahān 在</li> <li>・ Nā'in 在</li> </ul>	7 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Mağūmurd 在</li> <li>・ Abrand-ābād 在</li> <li>・ 'Aqdā 在</li> <li>・ Nuh-Gunbad 在</li> <li>・ Naistāna 在</li> <li>・ Zabarqand 在</li> <li>・ Mil-i Qum 在</li> </ul>

[ ] 内はこのリストに記載されていない文書上での名称

\* <Ⅲ-A-4> では, Masğid-i Ğāmi' としては記載されていない

\*\* 実際には 5 件ある

表2 ワクフ対象施設

所在	Rukn al-Din	Šams al-Din	計
Yazd	madrasa < I -1> dār al-sifā < I -1> masğid-4 < I -3, 4, 5, 6> hānqāh-3 < I -7, 8, II -1> dār al-diyāfa < II -1> *	madrasa < III -1> dār al-siyāda < III -2> masğid-3 < III -3, 4, 5> hānqāh < III -1>	madrasa -2 dār al-sifā -1 dār al-siyāda -1 dār al-diyāfa -1 masğid -7 hānqāh -4
Yazd 村落部			
Abrandābād	hānqāh < I -9>	ribāṭ < III -9>	hānqāh -1 ribāṭ -1
Mağūmurd	hānqāh < I -10>	ribāṭ < III -6>	hānqāh -1 ribāṭ -1
Taft	hānqāh < I -11>		hānqāh -1
Ḥūrānaq		hānqāh < III -10>	hānqāh -1
'Aqdā		hānqāh < III -11> ribāṭ < III -7>	hānqāh -1 ribāṭ -1
Nuh-Gunbad		ribāṭ < III -8>	ribāṭ -1
Nā'in	hānqāh < I -14> [ribāṭ]		hānqāh -1 ribāṭ -1
Naistāna		ribāṭ < III -8>	ribāṭ -1
Zabarqand		ribāṭ < III -12>	ribāṭ -1
Ardistān	[ribāṭ]		ribāṭ -1
Kāšān	hānqāh < II -5> [ribāṭ] -2		hānqāh -1 ribāṭ -2
Mil-i Qum		ribāṭ < III -18>	ribāṭ -1
Tabriz		hānqāh < III -17>	hānqāh -1
Iṣfahān	madrasa < I -12> [ribāṭ]		madrasa -1 ribāṭ -1
Abarqūh	hānqāh < I -13>	hānqāh < III -13> masğid-2 < III -14, 15>	hānqāh -2 masğid -2
Kāzirūn		dār al-ḥadiṣ < III -16>	dār al-ḥadiṣ -1
計	madrasa 2 masğid 4 hānqāh 9 ribāṭ 5 dār al-sifā 1 dār al-diyāfa 1	madrasa 1 masğid 5 hānqāh 5 ribāṭ 7 dār al-ḥandis 1 dār al-siyāda 1	madrasa 3 masğid 9 hānqāh 14 ribāṭ 12 dār al-sifā 1 dār al-ḥadis 1 dār al-siyāda 1 dār al-diyāfa 1

Rukn al-Din..... I群・II群の文書に記載された施設  
 Šams al-Din..... III群の文書に記載された施設  
 ([ribāṭ].....建造物リストにのみ記載される)  
 (\* .....建造物リストには記載されていない)

関しては、その詳細を知ることができず、また確証を得ることもできないゆえ、ここでは、この表2に示した諸施設のみを対象として扱う。

Aubin 氏は、これらの施設に対して付けられた様々な条件から、教育と慈善に関する事項を、先に述べた様に既に表示している。しかし、氏においては、二人のサイドにおけるワクフそのものの意義は関心の外におかれ、ワクフの全体も顧られることがなかった。以下に、氏の欠を補う意味もこめ、各施設の職員とその俸給を表の形で網羅して示すことにする。それにより、各施設の機能が明確となり、彼らのワクフの意図や社会生活に果たした役割の一端にも触れることができるはずである。

なお、表を含め、以下の記述における単位は文書集上で次の様に定められている。

現金：1 dinār = 6 dirham sutāniyya talgamiyya<sup>⑦</sup>

穀物：Yazd においては、小麦 (ḥinfa) と雑穀 (ḡawars) 半々の穀物で与えられ、重さの単位は Yazd の man が用いられる。

1 Yazd-man = 400 dirham [21-22/406 etc.]

(上記の半々の穀物 Ioman が Idinār に相当するところが、想定されている)<sup>⑧</sup>

彼ら父子のワクフ群は次の諸施設より成る。

## 1 madrasa

これは三件あり、種々の施設から成るコンプレックス(複合施設)である。次節で扱う *dār al-ḥadis* とともに、表3にその職員と俸給を示すが、ここではそのうち両者の名のついた *madrasa* を扱う。文書集の記述に従い、その構成を次に示す。

表 3 madrasa の職員 の俸給

## Madrasa-yi Rukniya &lt; I - A - 1 &gt;

職 員	俸 給		備 考
	現金(dinār)	穀物(man)	
[madrasa-masğid]			
mudarris	360	1000	(教授)
mu'id	120	1000	(個人指導教師)
ṭālib	600	3600	10人(学生) 1人 60dinar, 360man
imām		1000	(礼拝導師)
ḥāfiẓ		1160	4人(コーラン読誦者) 1人 290man
muzakkir		600	(訓戒師)
mu'azzin		720	(礼拝告知者)
ḥāzin li-l-kutub		500	(書籍管理人)
murattib li-l-iṭ'ām		500	(食事供給係)
bawwāb		500	(門番)
farrās		500	(清掃人)
ṭabbāḥ		180	(料理人)
[raṣad]			
管理人	240		
[dār al-sifā']			
ṭabīb		1800	(医者)
ḥāzin		360	(管理人)
bawwāb		360	(門番)

## Madrasa-yi Šamsiya &lt; III - A - 1 &gt;

[madrasa-masğid]			
mudarris	100	3000	
mu'id		1000	
ṭālib		5000	10人 1人 500man
imām		1000	
mu'azzin		720	
ḥāfiẓ		2000	4人 1人 500man
bawwāb		360	
farrās		500	
[bait al-adwiya]			
(欠落)			
[dār al-kutub]			
ḥāzin		720	
[ḥānqāh]			
(表 5 参照)			
[dār al-siyāda] < III - 2 >			
wā'iz	30		(説教師)
ḥādim		720	(管理人)
bawwāb		360	
farrās		360	

Dār al-Ḥadīṣ (在 Kāzīrūn) <III-A-16>

職名	俸給		備考
	現金(dinār)	穀物(man)	
mudarris	100		10人 1人 30dinār
ṭālib	300		
farrās·bawwāb	30		

Madrasa-yi 'Iṣmatiya (在 Iṣfahān) <I-C-12>

[dār al-ḥadīṣ]			
mudarris	182 ½		10人 1人 60 % dinār
mu'īd	91 ¼		
ṭālib	608 ½		
imām	60 %		
mu'aẓẓin	60 %		4人 1人 45 % dinār (助手)
ḥāfiẓ	182 ½		
murattib	60 %		
bawwāb·farrās	60 %		

(詳しい職務は本文を参照)

• Madrasa-yi Rukniya <I-A-1>

(a) madrasa (masgid の附屬)

(b) masna'a

(c) raṣad

(d) dār al-sifā'

• Madrasa-yi Šamsiy <III-A-1>

(e) madrasa (masgid の附屬)

(f) ḥānqāh — 第4節参照

(g) bait al-adwīya

(h) dār al-ḵutub

(i) dār al-siyāda <III-A-2>

(j) masgid <III-A-4>

(i) と (j) は、マンソールが別に扱われているが、Madrasa-yi Šamsiya と隣接しており、このコンプレックスの一部を形成している。

Madrasa-yi Rukniya は Ga'fari の時代に建てられ「ヤズドの madrasa 施設の中心 (umm)」 [TY 81] とあった。Madrasa-yi Šamsiya は (e) と (j) の二本のマナー (manār) (マナーを合わせた) Madrasa-yi Čahār-manār (四本のマナーの madrasa) と呼

呼ばれるようになった [TY 88]。<sup>⑧</sup>

両 *madrasa* (a) (b) に同じく、それぞれの学問と教育に関する文書上の条件を見つみよう。Rukniya の *mudarris* は「宗教と世俗の学 (ulum al-diniyya wa-l-badaniyya)」 [21/406] を教えることが規定されているだけだが、Samsiya のそれは「mazhab al-imām al-a'zam al-Sāfi' al-maṭlabi の法を学ぶ、それに特質付けられる者」であり、「ローラン注釈 (tafsir) 法学 (faqhiyyāt) 論議 (ahādīs) 修辭学 (adabiyāt wa fādhiyyāt) 」、その他の宗教と世俗の学」を教える [106-07/472]。Sams al-Din ṭarṭar の職は Gamal al-Din Hasan b. Nāsir al-Din 'Alī Buhārī Yazdī なる人物を任じていたが、この人物は Samsiya の *mudarris* 職だけでなく、III-A 群全体の管理・運営に係わる責務も与えられていた。<sup>⑨</sup> このことにより、Sams al-Din のラタンがシャーフィー派の学問体系に彩られていたことがわかる。父 Rukn al-Din のラタンも同様であった。<sup>⑩</sup>

*mu'īd* は、特に I-A-1 へ「学生たち (*mustafidin*) を指導して、*mudarris* の研究を反復し、彼が学生たちに与えたことを繰り返し返すことを職務とし、彼ら学生にとって解き難い、種々の問題の疑問のある点・不可解な点を理解させる」 [22/406] と条件付けられている。学生 (*talaba*, pl. of *talīb*) は、双方とあ一〇名に限られ、ますます高額を受けている。

その他、学問に係わる施設として、*dar al-kutub* (図書館) がある。Rukniya では、条件中このみ記されている [23/407]。そこに収められた本もラタンされたものばかり [3/400, 23/407]。Aḥmad b. Ḥusain は「あらゆる分野に関する三千冊の本」がそこにあったとどう [TY 125]。そのための *pāzin* (管理人) には「読書や書写のために本を借りる者から、その借りられるものの価値と価値が同等のものを担保にとして (*mutahinan*) 」、ヤズド (*al-balda*) とその地域 (*na wāhi-l-hā*) からのその本の持ち出しを防ぐ [23/407] ことが条件付けられている。また、Samsiya の (b) では、特に本の修繕 (*muramma*) と製本 (*taglid*) に年間 50 *dinār* が定められている [109/474]。

次に、礼拝関係については、*imam* と *mu'azzin* が定められている。Samsiya のむかひに建じられた *masjid* (j) にも別に *imam* が定められている。<sup>②</sup>「敬虔で、礼拝の義務 (*farā'id*) と慣行 (*sunan*) を熟知し、この件に関する法に習熟した者 (*faqih*)」[107/473] であった *imam* は、〈I-A-1〉、〈III-A-3〉で、五度の礼拝の他に「規定外の礼拝 (*nawā'il*)」を導くことが要求されている [22/406, 123/485]。その規定外の礼拝とは、*sa'bān* 月中日 (*al-nisf*) の夜、*ramadān* 月の各夜、二大祭、預言者の生誕日等の特別な日や夜に行われ、そこへの出席者への食事や菓子<sup>③</sup>の提供も定められていた [25-26/408-69]。その他、*Rukniya* ののみ任じられている *muzakkir* は、週二度月曜と木曜に訪れ「人々に説教し、導きを求める者を良き忠告と知恵と訓戒をもって導き、イスラームの *imam* たちの間で論争と対立のある教えに對し用心をうながす (*yaharizun*)」[22-23/406-07] とする職務をまっていた。この両 *madrasa* に任じられた *halz* の職務は、特別な意味をもっており、これについては次章で扱う。

雑務に関して、*dawwāb* は字義通り「昼夜 *madrasa* の門を離れず、そこに入ることが許されない者が入らないようにし、門の閉閉を行う」[23/407]。一方、*farrās* は「*madrasa* の各所をきれいにし、汚れを落とす」[23-24/407] ことを第一に求められる、具体的には「掃除 (*kash, kans*) と〔絨毯の〕上げ下げ (*fayy, nāsir*) を行う」[108/474]。他の小規模な施設では、この二つの役職は兼任されることになる。*Rukniya* の *tabbah* と *muratib* *il-ittān* は、特にこの定められた貧者への食事の提供に係わる仕事を行う [23-24/407-08]。

続いて、他の施設に関して順次見ていこう。

*Rukniya* の *dār al-sifa'* (病院) (d) は、建造物リストでは *madrasa* の項に入っているが、<sup>④</sup>入院もできる治療施設で、*tabib* (医者) が常勤し、*bait al-adwīya* (薬局) も附属していた。病人のための薬・食事・調度・食器のために年間 10000 *man* の穀物が定められていた。薬は、*tabib* が必要量を書いた後に与えられ、*hāzin* がその *bait al-adwīya* を管理していた [27-28/410]。ただし、*Gafari* の頃には、*dār al-sifa'* の方は失われていたため、*bait al-adwīya* の名の

みを彼は挙げてゐる [TY 81]。Samsiya の (8) については、文書中にその条件が落ちているが、おそらく同様に無料の投薬が行われていたと考えられる。

Rukniya の masn'a (沐浴場) (6) には、簡潔な条件しか付いていないが、ムスリムの子供たちによって壊される桶 (garra) を買い替えるために年間 50dinar が定められてゐる [28-29/41]。

rasad (辞書上は「天文台」) (9) は、この Madrasa-yi Rukniya を特徴付けるものべ、「毎日の時間 (al-augat wa-l-sa'at ……) の状態を知らせ公けにするため」の施設であった [27/409]。これは、水力を利用した機械仕掛けの天文時計台であり、その構造・機能を Ga'fari と Ahmad b. Husain が今に伝へてゐる [TY 81-83, TG Y 123-25]。今、筆者はその構造面・技術面を解す能力を持たないが、ここにその機能面の特徴を示すことにする。

この rasad の機能は、天文の観測、天体の表示、報時の三つに分けられる。天文の観測に関しては、asturlab が設置されていることが記述されているだけであり、それほど重要な機能ではなかったようである。天体の表示に関しては、まず、一本のマナールの上に、青銅製の鳥 (murq-i rûm) が置かれ、それが太陽の移動に従ってその方向をむくようになっていた。年間の太陽の位置は三六〇度に分割された輪 (karb) により示され、また、黄道 (minfadat al-burûd) 二八宿上の月の位置や五惑星 (bansa-yi mutalhayira) の位置を示す円環 (darra) も連動していた。報時の機能は文書上に示された如く、この施設の中心的な機能である。turki・arabi・farsi・rumi の各カレンダーの月日の推移を連動した四つの円環によって示し、小窓に設置された鳥の嘴から時間ごとに落とされる小球が仕掛けを動かし一二の小部屋 (qana) の白い板 (taba) が黒い板に換えられていくことにより、また、夜間も別の一二の小部屋のランプが点滅されることによって、毎日の時間の経過を示す機能を有していた。特に、一日五度——礼拝の時間に一致する——、太鼓 (tas) が打たれ、マナラ (manara, sic) の上に旗が上がるようになっていた。

文書上では、この rasad を作動・調整する者には年間 240 dinar の高給が支払われ、その維持に 120 dinar、また、

動力源であるその地下に位置する水路 (nahr) の維持にも 20 dinār が定められていた [27/409-10, 29/411]。

この施設的设计者は、Fahh b. Abu Bakr Amulī なる人物 (七六四—一三六二—六三年没) であり、自らの名をその銘に書き入れていた [TY 83, ʔFTK 147, TGY 125]。この施設は、ʔaʔari の時代には “Vaqt-o-Saʔat” と呼ばれるようになった [ʔFTK 147, TGY 123]。現在の Madrasa-yi Rukniya の遺構も、現地ではこの名によって呼ばれている。

一方、Samsiya の madrasa を特徴付ける施設は、Dār al-Siyāda-yi Samsiya (i) である。建造物リストでは madrasa の項に掲げられている。この施設の機能は大きく二つに分けられ、その第一の機能は、サイイドたちの宿泊施設としての機能である。その後の到来者 (man yanzū) に 3 dinār、三日間の滞在 (iqama) を欲する者には各々 3 dinār を支給し、滞在期間は三日間に限られていた。預言者の生誕日と Husain の殉教したブーシマラーの日には、wāʔiz が呼ばれ、食事の経費として 75 dinār が定められていた [114-16/479]。この管理する būdin には、(f) の hāngāh の būdin と同じ人物——父 Rukn al-Dīn の解放奴隷 Muḡultāy——が定められていた [109/474-75, 115/479]。

第二の機能は、サイイドへの慈善の拠点としての機能である。この慈善関係の支出は、(Ⅲ-A-2) に登録されたワクフ物件の収益よりなされるのだが、ヤズドを通過する異邦の (min al-ḡurbāʔi al-muḡāzima fi-hā) サイイドに対しての割当として、ヤズド在住のサイイドに対しての割当としてに分かれていた [111/476]。前者がすなわち上述の到来者への現金の支給である。後者のヤズド在住のサイイドに対しては、男女・貧富・成年未成年を問わずに支給されるものとして、総額年間 1211 dinār, 5000 man が定められていた [114/478]。その他、五人の未婚の女性への割当として (計年間 375 dinār) 衣服の支給 (冬夏合わせて計 600 dinār 分) があり、wāqif Sams al-Dīn の従兄たちへの割当として (計年間 116-17/480)。これらがこの施設を拠点に支給されるのである。

Sams al-Dīn のワクフにおいては、サイイドに対する慈善が中心となっていたが、父 Rukn al-Dīn のワクフにおいては、Madrasa-yi Rukniya を拠点として、専ら貧者への慈善が行われていた。毎日の貧者への食事の提供に年間 360

dinar, 4800 man が定められていた [24-25/408]<sup>②</sup>。Rukniya の muratib li-l-if'am 及 tabbah の職員は、これを運営するための人員であった。また、衣服の支給 (冬夏合わせて 10000 man 分) [25/408]、毎金曜日夜の配給 (一回二五〇個の小麦のパンと年間 100 dinar 分の菓子) [26/409]、埋葬の援助 (年間 200 dinar) [28/410-11] などがあり、別に両聖都の貧者に対し 1000 dinar が送金されることになっていた [29/411]。これらが I-A-1 に登録されたワクフ物件の収益より支出されるのである。先に述べた無料の投葉等もこの範疇に入れてもよいであろう。他のワクフにおいても、これらの項目に準じた慈善関係の支出が定められているものがあるが、この両 madrasa におけるものに比べれば、極めて小規模である。<sup>③</sup>

## 2 dar al-hadis

カーゼルーンに Sams al-Din が建造した dar al-hadis (III-A-16 の対象施設) は、この名でその施設の固有名とされる。<sup>④</sup>

一方、前節で触れなかった、Rukn al-Din がインスマーンに建造し、娘の名をつけた Madrasa-yi 'Isnatiya は、次の三施設より形成される [6/394, 39/420]。

dar al-hadis

bait al-adwiyā (薬局)

dar al-kutub (図書館)

このうち、その文書 (I-C-12) の条件中に職員の規定があるのは、dar al-hadis だけであり、<sup>⑤</sup> dar al-hadis を中心にした施設であったことがわかる。

Dar al-Hadis の mudarris は「預言者のシラームスの学 (ilm al-hadis al-nawawiy)」を教えることが規定され [146-

47/505] Madrasa-yi 'Ismatiya の mudarris は「ハンディーンの学と法学 (ilm al-hadis wa-l-fih) の諸分野」に通じていることが要求された [42/421]。後者では法学も強調されるが、双方ともハンディーンを教えることで共通しており、父子で一件ずつの dār al-hadis を建設していったことになる。

e masgid

九件の masgid は、大半が小規模なものである。<sup>②</sup> その職員を表4として示す。この中で、Rukn al-Din がマスド郊外に Masgid-i Gāmi'i Musallā-ʿAtiq (K-1-B-1) の対象施設) を建つ、Sams al-Din がヤズド市中に Masgid-i Gāmi'i Samsiya (K-1-A-1) の対象施設) を建つ、父子で一件ずつの masgid-i gāmi' を創設していることが注目される。

前者は、Rukn al-Din により七二五〜七三二五年に建造され [TGY 118]、Sams al-Din によりワクフの条件が整備された (II-A 群) をいう [69/442-43]。その後様な者により拡大されつづけるもの [TY 76, TGY 117-18]、八六〇〜一四五六年洪水のため荒廃してしまつた [TGY 118]。

後者も、先に述べたように、その後様な者により拡大され、こちらはマスドの都市社会の中心として今日に至るのだが、waqif Sams al-Din は、文書集編纂の時点で、この Gāmi'i Samsiya の mutawalli-imām-hatib の職を、ʿAlī al-Din Muḥammad なる人物に一括して委ねつた [121/484]。この人物は、父 Rukn al-Din のコーランの師 (ustād-i Qurʾān) Taqī al-Din Muḥammad b. Abū Bakr b. Yaʿqūb [TY 86] の子供であった。<sup>③</sup>

masgid-i gāmi' は著しく公共性の強い施設であるだけに、その建設を完全に個人の業績に帰してしまふことはできない。しかし、それでも waqif は、ワクフを通して、住民が集い礼拝を行うこの施設の条件を定め本人と人的関係の強い人材を登用することによって、都市の社会生活を主導していくことが可能になったのである。

なぜ、この両 masgid-i gāmi' における hafiz たちは、金曜日の礼拝前にコーラン読誦を行うことを職務としており、<sup>④</sup>

表 4 masğid の職員の俸給

masğid / 職員	俸 給		備 考
	現金(dinār)	穀物(man)	
[Ĝāmi'-i Muşallā-'Atiq] < I -3, II -1>			
ḥaṭīb		1000	
imām		720	
ḥāfiẓ	50		複数
bawwāb·farrās		360	
[Bāğ-i Sarā-yi Nou] < I -4, II -1>			職員の俸給の条件は記載されず mutawalli の裁量に一任
[Pā-yi Dirāḥt] < I -5>			
[Masğid-i Sūr] < I -6, II -1>			
imām		360	
[Ĝāmi'-i Šamsiya] < III -3>			
imām		720	
ḥaṭīb		1000	
ḥāfiẓ	160		20人 1人 8dinār
wā'iẓ		720	(説教師) コーラン注釈とハディ
mu'azzin		720	ースに従って人々に説教する
muqri		360	(コーラン読み) wā'iẓ の前に
farrās		720	読誦する
bawwāb		720	
[Madrasa-yi Šamsiya] < III -4>			
imām	11 ½	70	
[旧 Masğid-i Ĝāmi' の階上 の masğid] < III -5>			
ḥāfiẓ			mutawalli の裁量に一任
[Masğid-i Lauḥ] < III -14>			
imām			mutawalli の裁量に一任
[Ĝāmi'-i Abarqūh の付属建 築物] < III -15>			
imam	50		フトバを行う
mu'azzin	50		
imām-rātib(?)	60		5度の礼拝を導く

次章で示す Rukniya<sup>7</sup> Samsiya の西 madrasa の hafiz とは、職務が異なっている。masjid の hafiz が、現金でもしかも低給であるのは、この職務のゆえであろう。

#### 4 hangāh

一四件の hangāh に関して、その職務を表5として示す。その全てに旅行者への食事の提供が義務付けられており、ほぼ日額 1~2 dinar の経費が各々のワクフ物件の収益より定められている<sup>⑧</sup>。その職員構成と無料の食事の提供より、当時の hangāh が宿泊施設としての機能を第一に持っていたことがわかる。murattib もしくは hadim が、旅行者の世話をし定められた額を用いて食事の提供を行っていたのである。〈Ⅲ-A-1〉(Madrasa-yi Samsiya 内の hangāh) 〈Ⅲ-A-11〉(Aqda 在の hangāh) では、特に、病気の場合を除いて三日間という宿泊期限が設けられていた [110/475, 136/496-97]。

彼らの一四件の hangāh のうち、当然予想されるスーフィズムとの関係がその文書に明記されたのは、カーシャーン在〈Ⅱ-C-5〉(Madrasa-yi Samsiya 内) 〈Ⅲ-A-1〉(アムルクーン在 Samsiya) 〈Ⅲ-A-13〉(タブリース在 Rab-i Rasidi 内) 〈Ⅲ-A-17〉の四件にすぎない。〈Ⅲ-A-17〉は、複数の saih (masa'ih)・スーフィー (sufiya) に俸給を定めたことを略述するだけが [147/506]、〈Ⅱ-C-5〉の条件では、そこに任じられる saih は「過去の saih たちの系統 (sada' al-masā'ih al-salaf) に連なる者」で「毎日そこに出席し、スーフィーたち (mutasa'wifa) を集める」ことが規定されており、hādīm も「旅行中のスーフィーたちに仕え、食事を配分する」ことが規定されている [79/450-51]。また、アムルクーン of Samsiya の hangāh は、その地で信仰を集めていた saih al-kabir Tāūs al-Haramain (西110/1019年没) の廟 (mazār) に隣接して建造されており [9/397, 140/499]、彼の所有であったコーラン一冊がワクフであり、ramāḥān 月110日の彼の命日の夜にのみそれへの参詣 (ziyāra) が許されていた [141/500]。

表 5 bānqāh の職員の俸給

bānqāh/職員	俸 給		備 考
	現金(dinār)	穀物(man)	
[Sar-i Rig] < I-7> imām·mu'azzin farrās·bawwāb [Maḥalla-yi Kūšk-i Nou] < I-8>			
		720	礼拝の呼び掛けも行う
		200	
imām·mu'azzin farrās·bawwāb murattib [Abrand-ābād 在] < I-9>			
		720	旅行者の世話・食事の提供を行う
		200	
		200	
imām·mu'azzin farrās·bawwāb murattib [Magūmurd 在] < I-10> [Taft 在] < I-11> [Abarqūh 在 Rukniya] < I-13, II-4>			
		720	mutawalli の裁量に一任
		200	
		200	mutawalli の裁量に一任
imām mu'azzin farrās·bawwāb farrās [Nā'in 在] < I-14, II-6>			
	60		食卓を整え、旅行者の世話をする
	45		
	60		
	60		
	60		
imām·mu'azzin farrās·bawwāb murattib [Darb-i Qaṭariyān] < II-1>			
		360	(小麦と雑穀)
		250	(小麦のみ)
		250	(小麦のみ)
			—Nā'in の man を用いる—
imām·mu'azzin bawwāb [Kāsān 在] < II-5>			
		720	食事の提供も行う
		360	
ṣaiḥ mu'azzin ḥādim farrās·bawwāb [Madrasa-yi Šamsiya] < III-1>			
	200	1200	旅行者の世話・食事の提供を行う
	60	300	
	60		
	60		
	60		
ṣaiḥ ḥādim maṭbaḥi [Hurānaq 在] < III-10>			
		1000	(料理人)
		1000	
		360	
ḥādim		200	



は建造物リストには掲げられておらず、Ⅱ-A-1にワクフの対象として記載されているだけである。これは、Rukn al-Din が、その父 Qiwam al-Din の墓の前に建てた施設である [60/436]。したがって、一章において示した、彼の祖父、ニザーム家名祖 al-Nizam が建てた Bangah とドームを基礎に形成された墓地——Gal'ari の頃には Mazār-i Sādāt と呼ばれる——に接していたことになる。その条件としては「mutawalli は、貧者の食事のために、小麦・雑穀半々の上記の穀物で、毎年 3650 man<sup>1</sup> 一日 10 man を用いる」[69-70/443] とされるだけであり、その機能は不明であるが、おそらくその父や祖父の墓を訪れる者を迎えるための施設であったと思われる。<sup>①</sup>

① 建造物リストは「その父と子が各地に創設した (ansa-ha) mas'ūd 及び ġāmi', madrasa, dār al-siyāda, dār al-hadīs, bāngāh, ribāt, dār al-sifā, bait al-adwiyā, dār al-krutub などの建物 (masākin) を施設 (biqā) の列表 (ta'did)」[5/393] として挙げておられる。

Madrasa-yi Rukniya と関連して、リストの中で「その madrasa は、彼の時代まで荒廃していったが、彼が、神の mas'ūd を管理する (yamuru) のは、神と終末の日を信じる者に限る (n-ūn-ū-1-1) とする」と語られる神の言葉を専心して建ち直した (amara-hu) [5-6/394] とある。また、'Abrahd-ābād 在の ribāt (Ⅲ-A-1) の対象施設) に関しは、その文書冒頭で「それ」al-sadr al-sādī Ṭāğ al-Din Mahmūd b. al-Kamāl の創設した、(mus-tahdāst) の「その」だが、宗教と題した著書・契約 (al-mubāyā'a wa-l-mu 'āqada al-diniyya) と「その」al-manūt al-mubdīm al-azam al-waqif (Sams al-Din) の私権の中 (hauma milkīyya) に関する立つた後、彼はそれをマタリした [128/490] とするが、それはマタリとは掲げられておらず、建ち直したことを窺えるのは、その例外的である。

② Askazar 及び Rustāq と呼ばれる地域は、Hafādar 及び 'Aqda 近郊にあり、Yazd の村落である。Yazd の村落と関連して、Yādghāz-yi Yazd I. & II, Krawinsky 1978, Adamec, L. W. A., *Historical Gazetteer of Iran I, Tehran and Northwestern Iran*, Graz 1976 (2) 1 (Adamec 1976) など、等を参照する。特に、Bonnie 1980 の「table II 及び figure 72 (pp. 192-98) を利用して、Cāfra (?) と関連して、Yādghāz-yi Yazd II, pp. 624-43 に校記された一〇五三年 ramādān 年 (一六四三年一—二月) 中の「その」文書に、Maibūd 及び 'Aqda の「Hafādar に属する枝 (mazara) とし、現存する」(pp. 625, 27, 29, 33) 現在は失なれておられる」と、正確な説が、位置は不明である。

③ Holod 1972 pp. 66-68. 及び Ġāmi' と関連して、特見 Sioux, M., "La Masjid-e-Djum'a de Yazd," *Bulletin de l'Institut Français d'Archéologie Orientale* XLIV (1947) pp. 119-76. 等を参照 (cf. Wilber 1969, pp. 159-60, Catalogue no. 66) Holod 1972, pp. 77-94. (Chapter 3) を参照。また、その Ġāmi' の建築様式と関連して、Pope, A. U., *Persian Architecture*, London 1976 (4th edition) の邦訳「石井昭訳『ペルシア建築』鹿島出版会 (一九七一年) p. 116

にせよ、日本語でも読めることがよい。

- ④ 文書〈M-A-10〉の頭には *Païda Yazd* の中、*Saq al-Kabr* の中央に位置して、旧 *Ġāmi'* (*Ġāmi' al-'Aḥiq*) に隣接して、彼 (*Šams al-Din*) が建てた (*Banā-hu*) *Ġāmi'* (118/482) と記さる。各箇をさして、*Ġāfari* なる *masgid* なるものを築くこと問題となす。ヒストリカルな同様の記述は、ヒンズイの *Sams al-Din* の建造物に関するものである。また、*Ġāfari* の記述を整理した *Ahmad b. Husain* は、十三四一三三四年に *Rukan al-Din* を建設して着工したものの完成前に死亡し、彼の孫 *Saraf al-Din 'Alī*——娘 *Isma al-Din Fātima Fāṭim* の子——と結婚し、*maulānā 'Afif al-Din* なる人物を養育の長と定め、一方 *Sams al-Din* は *Tabriz* への被逐を送り、その子 *Masgid* [*Ġāmi'*] のマツモノ物件を拡大した。その内容の記述を残している (TGY 114-15) (*Sioux* 前掲論文 pp. 158-59, 66. 同箇所を Yazd 版 (317 s.) の不良刊本に代へ)。*Saraf al-Din 'Alī* は、大書集に於いて〈アーダー〉 (31/412-13) 一冊を著 (54/431) して、その (70/444) 三冊を著 (165-66/521) の各々の *muṣṭafī* (註書) に任じられた。そのマツモノ群に於いて重要な役割を果した人物である。また、その子 *al-Din* の *manār* を建てたものは *Ġāfari* の子 (TY 74-75) *maulānā 'Afif al-Din* は、大書集に於いて *Ġāmi'-i-Samsiyya* の主要業務を委ねられた人物であった (本稿 p. 29 参照)。文書集の記述に *Sams al-Din* の建設マツモノの設定は明らかだが、建設当初の *Rukan al-Din-Saraf al-Din-'Afif al-Din* の三名が係わった可能性は考慮すべきであらう。その後の発展に関しては (TY 75, TGY 115-116) 著者 *Holod* 1972 pp. 84-94 を参照。
- ⑤ *Ahmad b. Husain* は、*Sams al-Din* の建造物として *Ġaugand* 在 *al-ribā'i* を築いたと述べている (TGY 131) したが、大書集に於いて *Za-*
- barqand* 在の (M-A-12) の対象施設) を指している。建造物リストに於いて *Zabarqand* は「住居 (*awāmm*) の群」に *Ġaugand* (*siq*) として認められる (10/397) となっている。また、*Krawulsky* 1978 p. 325 には、*Zabarqand* を位置不明としたが、現在 *Zafarqand* と呼ばれる土地の位置は明白である。Adamec 1976 p. 272. (*Joung-and, Jokand or Zafarqand*) 参照。
- ⑥ *Rukan al-Din* を建造した *Ġāfari* なる *Ashkar* 在の *hāngān* に関する本、一六七〇年代に Yazd 史を著した *Muḥīd Muṣṭafī* が、これに係わる「小マツモノ文書 (*waghrāmāka*)」を見つけた (GM III 660)。本文書集には記載されていないが、*hāngān* に関するマツモノ文書が一七世紀後半の時点に存在したことが確認される。Alšār 氏は、その「小マツモノ文書」を *Ġāmi' al-Ḥairāt* の一部であると述べている (その記述は *Yādgānā-yi Yazd* II, p. 390 (n. 2))。その大書集 *Ġāmi' al-Ḥairāt* に収録されている。
- ⑦ “*talqām*” 又は「純銀」を意味する (*Hinz, W., Die Resāliyye Fakhriyye, Wiesbaden* 1952. p. 23)。
- ⑧ 〈アーダー〉に於いて、同聖部の著者の制訂として 10000 man の半々の穀物が定められており、それを時価で (*bi šifr al-waqt*) 売却し、不足なれば補充 (*takmil*) して、余れば他の使途に使われる。1000 *dīnār* として、同聖部は送金する旨を規定している (117/481)。また、〈M-A-10〉に於いては、解放奴隷に定めた 300 *dīnār* や 3000 man の穀物を購入して制訂していることが規定されている (117/481)。
- ⑨ 建物の建築様式に関する *Wilber* 1959 pp. 160-61 (Catalogue no. 67), *Holod* 1972 pp. 25-33 等、その他、各々を参照して読むべきである。また、図を参照。
- ⑩ TGY 129, 30, 31. *Ġāfari* は「*madrasa* を互いに対面した形で建てられ、四本の *manār* を二つにそれぞれ *madrasa* の

きに置かれた」〔TY 88〕とも記すが、彼の「*madrasa*」の一方は、明らかにその対面に建てられた *masgid*〔122/485〕を指す。その建構の建築様式に關しては、Wilber 1969 p. 186. (Catalogue no. 107), Holod 1972 pp. 44-54, など、各々その關連して掲げられた写真・図を参照。

⑩ ある条件下で III-A 群全体の *mutawalli* の *naib* となり、多大な権限が与えられることになってゐた〔159/515〕。本稿には、残念ながら、このニザーム家のワタンにおける人的組織について論じる余裕はない。必要最小限の提示を留め、その詳細は別の機会に論じた。

⑪ Aubin 氏は「根拠を示すたゞの父字を“*qaht de rite chafrite*”と云ふ」〔Aubin 1975 p. 112〕。Hamd-allāh Mustaurfi 氏「三三九—四〇年作の地理書 *Nizhat al-Qulub*」當時の Yazd を評して「その地の大半の住民はシャーンマニー派 (*mazhab-i Šāfi'i*) である」〔NQ 74〕と述べている。彼らの活動その状況は大きく係わつてゐたのである。

⑫ 表 4 参照。

⑬ 同種の条件は、*ハーウー*〔43-44/423〕、*ハーアー*〔59/443〕、*ハマー*〔121/484〕、*ハマー*〔136-37/497〕、*ハマー*〔143-44/502〕に定められてゐる。ノーテンが上つた夜 (*laila al-qadr*) を預言者の生誕夜 (*laila al-rag'ā'ib*) なくとも行われた。<sup>⑭</sup> Aubin 氏は「月曜と金曜」をその名〔Aubin 1975 p. 115〕「*チャキ*」*yaum al-ignain wa-l-ghanis*」をその「朝と夕」である。

⑮ *Rasid al-Din* の *Rab-i Rasidi* の *dar al-sifā'* は「教育を行はれた」〔Blair 1984 pp. 82-83, 86〕。

⑯ 第一の条件が *madrasa* に關してあり、第三が *dar al-kutub* に關してあつて、第二の条件が欠落してゐる。それが *bait al-adwiyā*

の条件に當るはずである〔108/474〕。

⑰ 「土星 (*zabāh*)」木星 (*mustarī*)」水星 (*ufārid*)」火星 (*mirrīb*)」金星 (*zuhra*)」〔TY 125〕。

⑱ Ahmad b. Husain 氏「これを“*galah*”とする」〔TY 124〕。彼は「*Tarih-i Yazd*」に拠らなり、八四五—一四四一—四二三年以降の諸事件に關する第二章、第二章の記述におつて、一般のヒジャラ暦による日付けの記述に交えて、ヒジャラ暦の年代に代りわゆるムルシマ暦の月名を用いて表記する日付けを採用し、これを「シャマリー暦 (*šalah*)」と呼んでゐる。「シャマリー暦 *farvardin-māh* 月一日は曜日となつた時」〔TY 243〕「八五〇年 *farvardin-māh* 月一日」〔TY 244〕「*dai-māh* 月より *bahmān-māh* 月末まで」〔TY 269〕「前述の年の *urduhisht* 月」〔TY 272〕「前述の年の *farvardin-māh* 月」三日水曜日まで」〔TY 276〕の如くである。この暦法がより Yazd への実情に即してゐると思えられる。文書集におよそ一年間を、三六五日 (すくくは三六〇日) とおられてゐる (例を本稿 p. 34, などを本註⑮、⑯参照)。

⑲ 「夜明 (*subh*)」五年 (*gism*)」午後 (*gasm*)」日没 (*sām*)」夜半 (*qutran*) の五段」〔TY 82〕

⑳ 〔TK 147 (n. 1), Wilber 1969 p. 160.〕

㉑ ナートル朝上 Harāt の地名・諸施設を詳細に調査した Allen 氏が、その機能がほとんどわからなかつた。サイヤードの系譜確定の係る施設は、たゞの根拠のなから推測を行つてゐる (Allen, T, *A Catalogue of the Toponyms and Monuments of Timuriid Herat*, Cambridge Mass. 1981, p. 155)。最新の建築史の研究は、詳細は不明だが、*“hospice for Sayyids”* として定義してゐる [Golombek-Wilber 1988 pp. 49, 469] cf. 加藤和秀「ナートル・チャームールとミヤノル・イ・キシヤ」『西南アジア研究』二九(一)



〈I-C-13〉 400 d. [75/447]  
〈I-D-14〉 1/3 d. 120 d.  
15 m. 5475 m. [81/452]

(\*キキキキ) 5465 m.)  
小妻のそと Nāin の man を用こそ

〈II-A-1〉 2 d. 730 d. [68/442]  
〈II-C-5〉 120 d.  
5475 m. [79/451]

(\*キキキキ) 5460 m.)  
Kāsān の man を用こそ

〈III-A-1〉 2 d.  
30 m. [110/475]

〈III-A-10〉 1460 m. [130/491]  
〈III-A-11〉 1 1/2 d.  
12 m. [136/496]

〈III-A-13〉 1 1/2 d. 547 1/2 d.  
15 m. 5475 m. [143/502]

妻物は小妻のソソ配給。  
〈III-A-1〉のそと 特に ramadan 月の 5 dinār を増額せよ。

③ 本名 Abū al-Fair Iqbāl b. 'Abd-allāh b. al-Husain. 六〇年間

#### 四 ワクフの本質

以上、概観したように、彼ら父子は Yazd を中心として、種々のワクフ対象施設を建造し、その文化の発展に寄与していた。父子は、その役職の相異にも係わらず、ほぼ同様の施設を建造していた。特に、一地方都市の qādī にすぎず、

③ Makka での生活の後に移住し、約二〇年間 Abarquh に居るの地を、四二〇—二一九年に没したと云ふ。 *Siyāz-nama* 2巻の種彦詳細な彼の伝記が記載されている (SN 139-41)。Tā'ūs al-Haramain の名の由来は [FTK 109] を参照。彼の廟は、Abarquh に最も有名で、神秘的な力があった。屋根をかきつけた後、その根をかくるものがあつたと云ふことが知られていた [NQ 122] (cf. Le Strange, G., *The Lands of the Eastern Caliphate*, Cambridge 1905, p. 284)。

④ Rukniya の bānqān 年々45 Šams al-Din の Masjid-i Lauh での Tā'ūs al-Haramain 2巻の [darb] の訳をよめる [7/395, 44/423, 8/396, 144/503]。

⑤ Aubin 氏に「11」をよめる [Aubin 1975 p. 116]。ドント対象施設とよむの ribāt 41—11巻を (表1、表2参照)。

⑥ 〈III-A-9〉の口額 15 man の穀物と 6 dirham の副食 (idām) [127-28/489]。〈III-A-51〉の口額 10 man, 1 dinār 年額 3660 (sic) man, 360 dinār 年々45年額 200 man 分の年々10 [138/498]。

⑦ Blair 氏に「Rab-i Rasādi」は重要な施設とされている。dār al-di'yāfa と関連して "hospice, probably for Rashid al-Din's family" と云ふ (Blair p. 84)。氏名が Rab-i Rasādi の書所とよむの機能を強調している (表2註②参照)。

同時代の著述家たちにその名を書き残されることのなかった、いわば無名の人物である、父 Rūn al-Dīn が、このような大規模な建築活動を行っていたことに、当時の Yazd をはじめとするイランの都市社会における高次の文化の存在を我々は知ることができよう。Aubin 氏の主張も、まさにこの点にあった。<sup>②</sup>

しかし、その成果ばかりでなく、ワクフ行為そのものに対する彼らの意図も、ここで見ておく必要がある。彼らの信仰心や文化保護の心情は決して否定されるものではないが、より私的で直接的な意図を、我々はこの文書集の記述のうちに見ることが出来る。彼らのワクフの本質は那辺にあったのか。それを考察する鍵は、施設の機能面から見る場合、彼らのワクフ対象施設中、その規模が最大である両者の名を冠した *madrasa* にある。

ワクフ文書全体を通して、この *madrasa* をワクフの中心として運営すべきことを定めた様々な条件が散見されるが、その一つが、*mutawalli* の統一である。Rūn al-Dīn の設定したワクフ一群におおむね、I-B 群の *tauliyat* (*mutawalli* 職) の条件で「*al-maulā al-ʿazam al-wāqif al-mutaṣaddiq* [Rūn al-Dīn] は、この複数の施設 (*biqa*) と様々なワクフ物件 (*mauqufiāt*) の *tauliyat* を *Madrasa al-Rukniyya* の諸件とそのワクフ物件の *mutawalli* である者にて定めてらる」[39/419] として、また、C、D、E の各群の条件でも同様に、そのワクフの *mutawalli* が、やはり *Madrasa-yi Rukniya* の *mutawalli* である旨を明記している [46/425, 47/426, 49/427]。残る F 群のみ、ワクフ対象である兄弟 *Quib al-Dīn*、*Ali* を *mutawalli* と定めてはいるが、彼の死後、この職は彼の男子の子孫 *al-madrasa* の *mutawalli* が「共同で (*bi sirka*)」行ふことが条件付けられている [50/428]。

このように、I 群全体が *Madrasa-yi Rukniya* の *mutawalli* になって管理されるべきことが定められていたのだが、その *madrasa* の *mutawalli* が、*wāqif Rūn al-Dīn* の存命中は彼自身に定められ、彼の没後は、息子 *Sams al-Dīn* に継承され、さらにその男子直系子孫に継承されるべきことが定められていた [30/412]。I 群全体に関する条件においてもこの継承は確認されつつある [53-54/431-32]。すなわち、I 群は、*Madrasa-yi Rukniya* を中心に、その家系によっ

て運営されることが予定されていたのである（この文書集編纂時のI群の mutawalli は、つまり Sams al-Dinであった）。

一方、Sams al-Din のワクフⅢ群に関して、A群で、個別に mutawalli を定めたものがいくつかあるものの、<sup>⑤</sup>その全体に「総合的な mtawalli 職 (tauliyat al-gāmi'a)」が定められ、やはり、waqif Sams al-Din 存命中に彼自身がその職を務め、没後には、まず第一に彼の男子直系子孫に継承されるべきことが定められていた [157-58/514-15]。B群の tauliyat は、A群の総合的な tauliyat の継承条件には従った条件を設け、最終的には「al-waqif [Sams al-Din] が定めた上記の慈善の諸門 (abwab al-hair) [Madrasa-yi Samsiya] の tauliyat の件に携わる者」に至るとされていた [202/552]。

tauliyat の条件は、経済的な側面からもさらに追求せねばならない重要な問題であるが、ここでは、彼らが各々設定したワクフ全体が、単独の mutawalli に運営されることによって、一つの組織に統合されていたことを確認するに留める。そして、その中心が、両者の madrasa であった。このことは、次の条件によって、さらに明確にされる。

ワクフの対象施設が荒廃した場合、その物件は、一般に貧者のために用いられる。しかし、Ⅱ群およびⅢ群には、その対象施設が荒廃し修復不可能となった場合の、ワクフ物件の転用条件ともいうべき条件が設けられている。Ⅱ群では、A群中の六つの施設と、ナーン・カーシャーン在の pangah に関して、それらが荒廃してしまった場合、各々のワクフ物件を Madrasa-yi Rukniya → ヤズム・の Ğāmi-i Samsiya → Madrasa-yi Samsiya の順に転用していくことが条件付けられている。<sup>⑥</sup>Ⅲ群では、A群の2、3、10、7、11、12、18、19に付けられており、転用順は様々だが、ほぼ最終的には、Madrasa-yi Samsiya に転用されることが条件付けられている。子孫へのワクフを中心とするB群でも、当初よりその割当を含むB-20以外に、B-21と Madrasa-yi Rukniya と、B-22と Madrasa-yi Samsiya と、子孫が絶えた時は転用することが条件付けられている [195/546, 201/551]。madrasa が荒廃してはじめて貧者に対して転用されるのである。

すなわち、Sams al-Din が設定したワクフ全体は、まず第一に Madrasa-yi Samsiya の運営を中心に据え、他の施設は放棄しても、この madrasa の機能は永続させることを願ったのであったことが理解される。また、父の madrasa の配慮も見られる。Madrasa-yi Rukniya を中心とした父 Rukn al-Din のワクフも、彼自身の条件中に転用条件こそなくものの、この息子への配慮から見て、その madrasa の永続を最も願っていたことは同様であったろう。Rukniya と Samsiya の両 madrasa は、彼らのワクフの中心として、特別な地位を占めていたのである。

そして、この二つの madrasa は、彼ら父子の waqif の墓所であった。

Rukn al-Din が、Madrasa-yi Rukniya を建造し、ワクフの対象とした目的は、その文書ヘーアーアーへの冒頭で、次のように述べられている。「その madrasa は、[まず] 大きなイーヴァーン (sufta) の前に建てられた高いドーム (qubba) よりなる。彼は、それを、ドームの中央の定められた範囲を除いて、自らの子供たち、孫たち、子孫たちの埋葬所 (madfan) とするという条件でワクフした。彼は、それ [ドームの中央] を、自らの死の到来・希望の終焉の際の自らの墓 (maqad) とするために除外したのである」[12/399]。

madrasa に任じられた hafiz たちは、特にこの墓に係わった。その職務は、具体的には「イーヴァーン (sufta) に任じられた敬虔で貞節な hafiz たち (pufaz) に対して。彼らに四名で、先に述べたドーム (qubba) に集まることが定められ、毎日夜明けより正午まで、および午後から日没まで、……聖なるコーランの読誦 (tilawa) を続ける」[22/406]と規定されていた。また、毎週金曜日の夜に「コーラン読誦の集まり (maglis al-tilawa)」が開かれ、hafiz たちが出席者をもつてなす食費に一回 3 1/3 dinar が定められた [25/408]。

Madrasa-yi Samsiya の文書ヘーアーアーは、冒頭に直接の記述は置かなくものの、四名の hafiz たちの職務に関して、より詳細に述べられている。それによれば、Sams al-Din の madrasa において、hafiz たちが読誦を行ったのは「法に適った除外によりワクフ文書の登録 (qaid al-waqfiyya) に含まなく、彼が自らの……埋葬所 (madfan) として、先に述

へた madrasa に定めた場所」[108/473]であり、「彼がその生涯の後の自らの埋葬所として定めたドーム(qubba)」[111/476]であった。

〈Ⅲ = A—1〉の hāfiz たちに関する条件により、〈I—A—1〉における条件をより詳細に知ることができる。日々の午前と午後のコーラン読誦は、二人ずつ組になって二交替制であった [108/473]。また、金曜日の夜の「コーラン読誦の集まり」は、hāfiz 四名全員が、そのドームで一晩中コーラン読誦を行い、waqif のために祈るというものであった。<sup>⑧</sup> Samsiya については、その時の食事の経費として一回 10 dinar 年間 540 dinar が定められており [110-11/475-76]、また、各 hāfiz にそれへの出席を条件として一回 1 dinar が支給されることになった [108/474]。

このように、父子は madrasa を自らの墓を中心に建造し、その墓自体はワクフより除外するという厳正な手続きを取るものの、madrasa 全体に対して設定したワクフの物件の収益によって hāfiz を雇い、その自分の墓をコーランの章句で常時満たそうと意図していたのである。

そして、実際に Rukn al-Din は Madrasa-yi Rukniya に埋葬され [TY 87]、Sams al-Din は Madrasa-yi Samsiya に埋葬されている。特に、タブリーズで没した Sams al-Din に関して、Ga'fari は「彼の遺体はヤズドに運ばれ、自分の madrasa に埋葬された。彼の妻であった Hā'iga Rasid の娘は、彼の棺を象牙と黒檀で作り、タブリーズよりヤズドへ送った。大理石でできたミフラーブが、彼の墓の南面に置かれるべく、タブリーズより運ばれた」[TY 88-89]<sup>⑨</sup> という。この墓所を核とした両 madrasa が、ワクフの中心であった。様々な慈善関係の割当ても、この文脈によって理解することができる。ここで、Ⅱ群に挙げられたサイドたち (Ⅱ—A—1) において、Rukn al-Din の解放奴隷たち (Ⅱ—B—1) におおむねのワクフの割当てに対して設けられた条件を特に例示する。

Sams al-Din は、父の遺産からなるワクフ物件の収益より、ヤズド在任のサイドたち、二人のおじ (Qurb al-Din 'Ali と 'Izz al-Din Saraf-Sāh) の子供たちに対し、年間 1000 man と 500 man の穀物を各々割当てているが、その条件は、

毎年二度、太陽が獅子座・蠍座にある時(ほぼ八月と十一月に当る)に、Madrasa-yi Rukniya に集まり、父 Rukn al-Din と Sams al-Din 本人のために祈る、というものであった。上記の割当ては、その際に渡され、欠席すれば権利を失った [68/442]。

一方、父の解放奴隷たちには、水利権一件、バード (bag) 一件よりの収益と年額 1000 dinar の年金 (dirat) がワクフされているが、その受益の権利として、一、毎週金曜日の夜に、Rukn al-Din の墓 (turba) の前に集まる。また、金曜日や二大祭、特別な日や夜には墓のあるドーム (qubba) より離れな。二、可能な限り、Madrasa-yi Rukniya の側に住む。男は必要のない限り、女は絶対に旅行を行わない、ということが規定されていた [73/46]。

つまり、墓への参詣の代償として、これらのワクフの割当ては定められていたのである。墓への参詣が明確に条件として挙げられた割当ては、この二例のみであるが、この二例は、Sams al-Din が、亡き父 Rukn al-Din の遺志を継いで行ったワクフに設けられた条件である。だからこそ、Rukn al-Din の墓への参詣が、これほど明確に規定されたと考えることができる。自分の墓に対する参詣の条件は、waqif 本人によっては設けられていないが、例えば、Madrasa-yi Samsiya の Dar al-Siyada でのサイドたちへの割当ても、彼の墓がそこにあるゆえに、この文脈によって理解すべきであろう。

墓所を敬意の対象として永続させること、これが彼らのワクフ行為の本質的な目的の一つであった。

① 両者の相異は、子孫を対象としたワクフ、およびワクフ物件の質と量に現れる。

② Aubin 1975 pp. 117-18.

③ 文書中に規定されるのはⅢ-A-3 [121-22/484-85]である(本稿 p. 29 参照)。その他Ⅲ-A-16 [165/520-21]、Ⅲ-A-19 [162/518] が当初より個別に定められている(これは次註で示す継承

条件中で語られる)。

④ この時点で彼には娘一人しかおらず、男子がいなかったため、「今後生まれるであろう (sa-yutaduna)」男子と規定している [58/514]。男子が絶えた場合は、女子に継承されるが、その場合は、個別に、また様々な場合を想定して、極めて細かく継承の条件を規定している [58-68/515-23]。

⑨ 「前述の balda Kāsan-Nā'in に建つけられた二つの baṅgān に対す  
るマンツに同じ。それぞれ二つの崩壊後は、既に述べた Yazd にも  
Madrasa al-Rukniyya マンツに作る。次いで、彼 [Sams al-Din]  
が Yazd に建つけた Gāmi' に対してもマンツに作る。次いで、彼が Yazd  
の郊外の Ra's Sikka Bahruk に建てた慈善の諸 [abwāb al-hair]  
[Madrasa-yi Samsiyya] に対してもマンツに作る [82/453-54]。II -  
△群に記取られた六つの施設へのマンツに同じでも、これと同じ条件  
が付けられずとも、キリストに乱れがある [82/453]。〇

⑩ < III - A - 2 > [116/481]  
→ Madrasa-yi Samsiyya → Nuh-Gumbad 在 〇 ribāt → その他の  
施設。

< III - A - 3 > [121/484]  
→ Madrasa-yi Samsiyya → その他の施設

< III - A - 10 > [130/492]  
→ Madrasa-yi Samsiyya  
< III - A - 11 > [137/497]  
→ Madrasa-yi Samsiyya

< III - A - 31 > [139/499]  
→ Nuh-Gumbad 在 〇 ribāt → Naistāna 在 〇 ribāt → Madrasa-yi  
Samsiyya

< III - A - 18 > [148/506]  
→ 彼の男子の子孫 → Madrasa-yi Samsiyya  
< III - A - 91 > [155/512]  
→ Madrasa-yi Samsiyya

(解放奴隷全員が資格を失った時)  
⑦ 「彼らは、全貴、金曜日之夜、夜半の礼拝後より (min al-'isā'i  
al-ahiri) 朝の日の出の時まで (ilā awāni tulū'i al-subḥi) まで

[madrasa] に出席し、初めより八時間 (fi awwālin ḥā gamāniyati  
sā'atin) まで [埋葬所と定められた場所] で、続けて怠ることなしに  
至高なる神の言葉を読む [108/473]。『毎週金曜日の夜、彼がその生  
涯の後の自分の埋葬所として定めたチームに集まり、ローラン説話を  
命じられたことを行く、ローランを読んだ後、罪と誤りに許しを与え  
る者 (gāfir) [神] に対し、彼のために許しを求め祈り (istūfar)  
を行く [111/476]。その時読まれるのは「開巻 (al-fāḥiḥa)」「家畜  
(al-an'ām)」「洞穴 (al-kaḥāf)」「サウ (sābā'a)」「創造者 (fāṭir)』  
の五のスピーチであり、この五の [al-waqif] が生前神への称賛  
(ḥamd) と感謝 (shukr) を行ったことを示すための、神の称賛より始  
まるスピーチである [110-11/475-76]。この五のスピーチは  
"panj al-ḥamd" と呼ばれ、その五のスピーチである [42/422] (なぞ  
Iṣṭiḥān 〇 Madrasa-yi 'Ismā'īyya による) 四名の ḥāfiẓ が、「祝福を  
れた日を夜」や金曜日の夜にローランを説教する。説教の場所等の詳し  
い規定はなされていなく。

⑧ イスマーン時代の建築様式と同じ、キブラの方向に墓を配置する様  
式が一般的であった。Rukniyya 〇 Samsiyya 〇 madrasa 〇  
同様である (Blair 1984 pp. 76-77 参照)。

⑨ もう一点、禁酒条件を設けられずとも、酒を飲めば、この罰金への  
権利を失った。一、二度の軽微程度であれば、六か月間の謹慎期間の  
後、権利は復活した。この条件は < III - A - 91 > [155/512]、< III - B  
- 20 > [192/544] にも設けられている。

⑩ Blair 女史は、Rasid al-Din 〇 Rab'-i Rasidi のマンツ文書を調  
査し、rauda と呼ばれるその中心的な施設が、その waqf の墓に  
あり、我々の madrasa と同様、ḥāfiẓ たちがローランを説教し続け  
ることに規定され、そのことを示した (Blair 1984 p. 81)。この  
rauda こそ、二名の mudarris 〇二名の学生が任じられて、

やはり madrasa の性格を持ひ (ibid, p. 80) 女史は、旅行者の慈善も例を挙げ、この墓の "commemoration" (祝賀) がワクフの重要な機能の一二であることについては (ibid, p. 83) 果たして madrasa がその建造者の墓所となつてゐることは、広く見られることであつて、ムスリム朝においても同様であつた (Pedersen, J. (G. Makdisi), "MADRASA," the article of EI<sup>7</sup>, p. 1126)。

む す び

本稿の目的は、第一に、*Gāmi al-Hawāt* というニザーム家の二人のサイドのワクフ文書集を、史料として利用可能となるよう整理して示すことであり、そして、その情報に基づき、一地方都市ヤズドを中心として、一四世紀前半期のイラン社会——モンゴル支配時代である——のイメージを形成する一助となるような具体的な事例を提供することであつた。彼らがワクフの対象とした諸施設は、一五世紀半ばにおける Ga'fari や Ahmad b. Husain が記述するように、中には荒廃してゐたものがあつたものの、少なくとも一〇〇年以上は機能し続けていたのである。その間、都市ヤズドは、モザッファル朝、ティムール朝、さらに Ahmad b. Husain の頃には黒羊朝の支配下に入つてゐた。ニザーム家のワクフは、これらの王朝の交替を生きのび、ヤズドの文化に貢献し続けたのである。

一四世紀後半から一五世紀前半にかけて、ヤズドからは、モザッファル朝史 *Mawāhib-i Tāhī* の著者 Mu'in al-Dīn や有名な Timur 伝 *Za'far-nāma* の著者 Saraf al-Dīn 'Alī をはじめとする多くの学者・歴史家が輩出されることとなる。本稿で多々引用した Ga'fari や Ahmad b. Husain もその中の一人であつた。彼らのキャリアは様々であつたろうが、その中の幾人かは、Rukniya や Samsiya の madrasa に所蔵された本を手にしたこともあつたはずである。これは想像に過ぎないとしても、ヤズドの文化状況が彼らの活動の背景となつたことは間違いない。

① Madrasa-yi Samsiya の碑文に Ahmad b. Husain に対する「何か願ひ事がある者は皆、水曜日彼の廟 (mazār) の入口で四〇度 qul huwa allāhu (告げよ、彼ぞ神なり)」と唱へる。すると、願ひつゝあらゆる望みがかなえられる——神がお望みになるならせ——」(Tǒy 13)。一五世紀におけるこの民間の信仰は、この madrasa の性格を決つて無縁ではなかつた。

そして、さらに重要なことは、二人のサイドが準備した文化が、学問や教育、建築や芸術という限られた分野に留まるものではないということである。礼拝の時を告げる *Ruin al-Din* の時計台に象徴される、いわば生活文化とも呼ぶべき豊かで高次の文化を、このニザーム家のワクフが都市の社会生活に提供していたことを、我々はこの文書集から知るのである。

しかし、彼ら二人のこのワクフ文書集に示された活動を Aubin 氏のように文化を保護せんがための活動とのみ捉える前に、彼らがワクフを行った意図を考えることは、当時の人々の心性を知る上でも重要なことであろう。彼らのワクフの中心は、自らの墓を核とする *madrasa* であった。彼らは、死後の救済を願ってワクフしたという以上に、現世におけるその墓所の永続を直接意図したのである。これが結果的にワクフという制度により、文化の保護・発展に結びついたといえる。

さらに、このワクフには、経済的な別の側面がある。その分析は、ワクフ物件の分析とともに、別の機会に譲ることとした。

- ① 文書集に記載された諸施設に關して、本誌に Ga'fari と Ahmad b. Husain の記述の全べきを網羅したわけではない。
- ② 彼の *Ruzmaniyi Gazavat-i Hindustan* の著者 Gıyas al-Din 'Ali と彼の息子 Gıyas al-Din Muhammad (T. Y. 121, TGY 169, VNC 173) 参照。彼の著作集は *Hindiyā-nama* の題で一三五六年に出版されたことが (TAM / 151) 筆者未見。 *Gāmi'at-Ta'arūf-i Hāsanī* の著者通称 Ibn Shihab (彼の著書は未刊。 Tauer, F., "Les Manuscrits persans historiques des Bibliothèques de Stamboul I." *Archiv Orientalni* III (1931) [pp. 87-118], pp. 102-03 (no. 42), Aubin, J., *Deux siècles de Dam au XVe siècle*

- *Contribution à l'histoire de l'Iran turcourde*, Wiesbaden 1956, pp. 17-19 を参照) を挙げるべきである。未だ無名に留まらざるべきであるが、例えば Ga'fari に關しては、その主著 *Tārīkh-i Kabir* のより詳細な研究が待たれてゐる (岡野英二「アルキスタム」『アジア歴史研究入門 4』同朋舎 (一九八四年) p. 108 参照)。
- ③ 筆者はこの点に關して、文部省科学研究所・重点領域研究「イスラムの都市性」D 班主催のシンポジウム『イスラム自由都市論』批判 (1) (一九八八年一月一日於東京大学東洋文化研究所) において、口頭発表を行った。その内容はシンポジウムの報告書に掲載された。

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

## The Waqfs of the Nizām Family in Fourteenth Century Yazd

IWATAKE Akio

In early fourteenth century Yazd, a city situated in the central part of Iran, a father and son of the Nizām family, who took pride in their sayyid status, were endowed with large waqfs. From archives concerning these waqfs, titled *Ġāmi' al-Ḥairāt*, the multi-faceted character of the waqfs, both in terms of property and objects, can be understood. The archives, compiled at the command of the son in April of 1333, give much information about their forty-four waqfs, but in this paper the endowed institutions in particular are analyzed. These institutions, above all the two madrasas named after the father and son, contributed not only to the conditions of study and learning in Yazd, but to the social life as a whole. It can be confirmed that Yazd reached a high cultural level. The clock tower of the father's madrasa was symbolic. While the two madrasas played pivotal roles in the management of the waqfs, they also served as mausoleums for the two men. Therefore, it can safely be said that one essential purpose of these waqfs was to perpetuate the people's respect for the mausoleums.

## Celebration of the Emperor's Birthday in 1868

—Adoption of a National Policy during the  
Formative Years of the Modern Period—

INOUE Katsuo

It is supposed that ceremonies in celebration of the Emperor's birthday (*tentyosetsu* 天長節) were held in imitation of Western practices of